

第1章 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

第1節 ともに支え合い安心して暮らせる地域福祉の推進

- 1 地域福祉の総合的・計画的推進
- 2 地域福祉活動への住民参加の促進
- 3 県民の福祉ボランティア活動等への参加促進
- 4 福祉学習の推進
- 5 人権擁護の推進
- 6 相談体制と情報提供の充実
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者に対する支援
- 8 生活援護の充実
- 9 防災対策の充実

第2節 安心して利用できる福祉サービスの利用環境の整備促進

- 1 サービス利用に係る情報提供及び援助体制の整備
- 2 サービス利用者の保護

第3節 地域福祉を支える民間福祉団体などへの支援と連携

- 1 民生委員・児童委員活動の活性化
- 2 社会福祉協議会への支援・連携
- 3 住民参加型在宅福祉サービス団体への支援・連携
- 4 民間福祉サービスの育成・振興

第4節 誰もが暮らしやすい福祉環境の整備促進

- ① 住民参加による福祉のまちづくり
- ② 安心して暮らせる住宅・住環境の整備促進
- ③ 快適な生活環境の整備促進
- ④ 人にやさしいまちづくりの推進

第5節 県民の多様なニーズに応えた福祉施設の整備促進

- ① 地域に開かれた施設の整備促進
- ② 高齢者施設の整備促進
- ③ 障がい者施設の整備促進
- ④ 児童福祉施設の整備促進
- ⑤ 県立社会福祉施設の運営

1 地域福祉の総合的・計画的推進

現状と課題

1 地域福祉の推進

少子高齢化の急速な進行や個人の価値観の多様化などにより、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会は変容してきています。

一方、近年、市町村の福祉施策が盛んになり、ボランティアや特定非営利活動法人(NPO法人)などの活動も活発化し、地域福祉活動を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きもみられるようになってきました。

こうした社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割が重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も大きくなっています。

このため、地域社会において、すべての人がその人らしい充実した生活を安心して送れるよう、地域住民をはじめ、ボランティア団体、NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの多様な主体が地域福祉活動に参画し、地域の特性を生かした総合的なサービス提供体制の整備に努めるなど、地域福祉のさらなる推進を図っていく必要があります。

2 市町村地域福祉計画等の策定

地域の現状を把握し、自ら福祉施策を推進していく市町村においては、地域住民の意見を十分反映しながら、自らの地域の福祉をどうしていくべきかを明らかにした地域福祉計画を策定し、それぞれの地域の特性に合った福祉社会をつくり出していくことが求められています。

併せて、地域福祉推進の中心的な担い手である市町村社会福祉協議会においても、市町村との連携を図りながら、地域福祉活動計画を策定し、自らの役割を明確にしていく必要があります。

県は、本プランに基づき、それぞれの地域における取組みが円滑に進むよう支援していくとともに、県全体あるいは広域的に対応する必要がある福祉施策を、積極的に推進していく必要があります。

施策の方向

1 地域福祉の推進

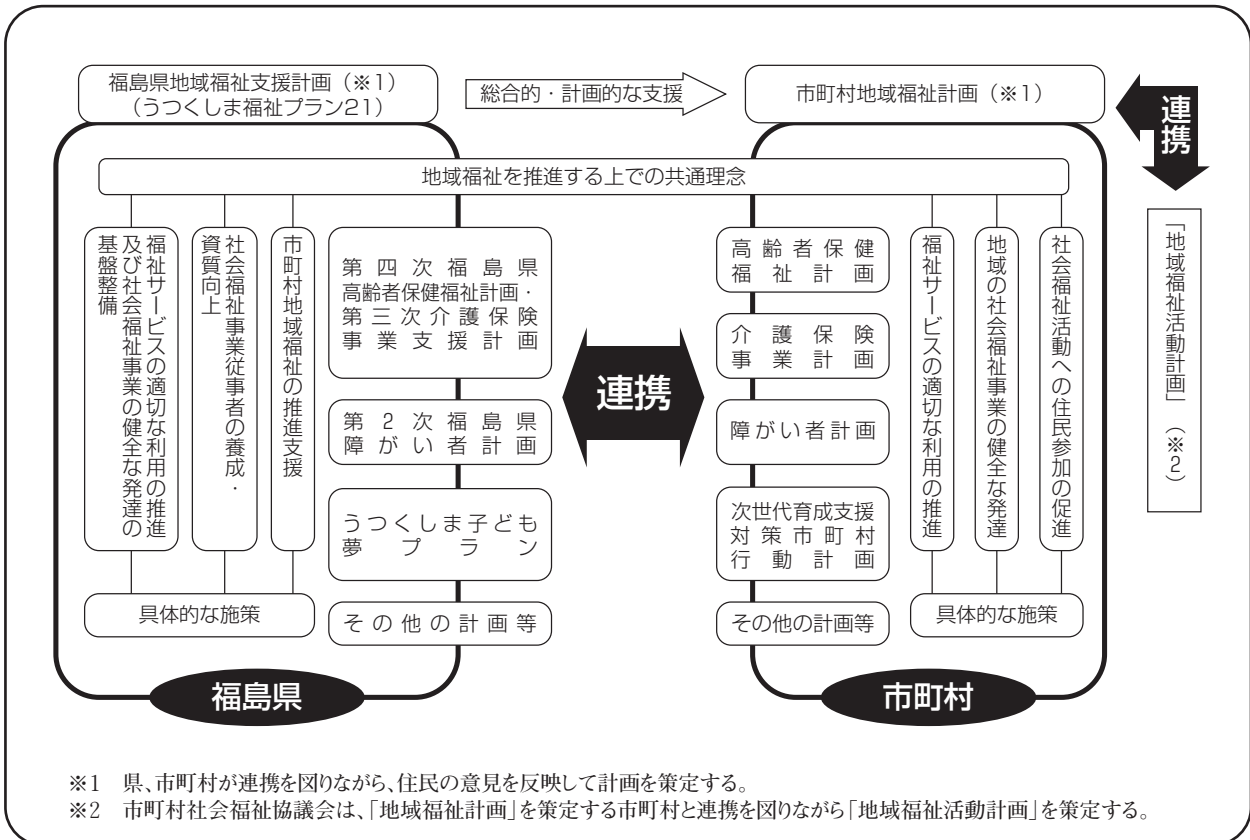
地域福祉活動への住民の主体的な参加と、ボランティア団体、NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市町村などの相互連携のもと、それぞれの地域の実情に応じ、住民のニーズに則した保健・医療・福祉等の総合的なサービス提供体制の構築を図り、誰もが、地域の中で安心して暮らせる社会づくりを推進します。

2 市町村地域福祉計画等の策定の促進

市町村における地域福祉計画や市町村社会福祉協議会における地域福祉活動計画など、地域福祉推進のための計画づくりを促進するため、市町村に対する計画策定のためのアドバイザー派遣や、市町村社会福祉協議会に対する県社会福祉協議会と連携した研修会の開催などの支援を引き続き行います。

また、本プランに基づき、県内の福祉施策の充実を図るとともに、市町村における地域福祉の推進を支援します。

● 県地域福祉支援計画と市町村地域福祉計画及びその他の計画との関係イメージ図



●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現 状	目標年次	説 明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
地域福祉 計画 策定率	— (0団体)	1% (1団体)	55%	市町村において、地域の福祉を推進するための計画である地域福祉計画の策定を進めます。

※具体的目標(数値目標) 県民に分かりやすいよう施策の目標を数値で示し、毎年その進捗状況(達成度)を把握し公表します。

2 地域福祉活動への住民参加の促進

現状と課題

1 地域福祉活動への住民参加

私たちの住む地域には、様々な人が生活しており、すべての人が自立した生活を安心して送れることを望んでいますが、実際には、地域において生活する上で様々な課題を抱えています。

これらの地域住民の様々な生活課題の解決のためには、行政による公的サービスだけでなく、地域の状況を一番理解している住民一人ひとりが地域福祉の担い手として参加することが求められています。

2 住民参加を促進する新たな人材

地域では、住民をはじめ、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO法人、福祉サービス事業者や、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政等の様々な個人、団体、機関が地域福祉を推進するために活動しています。

地域福祉の推進には、特に住民の主体的な地域福祉活動への参加が重要であり、住民参加を一層促進させるため、総合的に地域福祉をコーディネートする役割を担う人材が求められています。

このため、これらの役割を担う人材の育成と、地域の中で活躍できる環境を整えていくことが必要です。

施策の方向

1 地域福祉活動への住民参加の促進

地域福祉の推進に当たっては、住民が個人として、あるいは自治会・町内会等の活動を通して、地域社会での生活課題と果たすべき役割を自らの問題として認識し、それに対応するサービスのあり方に積極的に関わり、サービスの担い手としても参加していく環境づくりを促進します。

2 住民による支え合いネットワークの構築

一人暮らし高齢者や高齢の夫婦だけで暮らす人が増加していることから、地域住民が、身近な地域で手助けを必要としている高齢者の生活を支援するボランティア活動等へ積極的に参加する気運の醸成を図るとともに、高齢者自身もボランティア活動や社会参加しやすい環境づくりを促進するなどして、住民による支え合いネットワークの構築を図ります。

3 住民参加を促進する新たな人材の育成

地域福祉活動への住民参加を促進させ、地域の様々な個人、団体と行政のネットワーク化を支援し、地域福祉を総合的にコーディネートする人材の育成を推進します。

3 県民の福祉ボランティア活動等への参加促進

現状と課題

1 ボランティア・NPO活動の必要性

地域福祉の推進を図っていく上で、ボランティア・NPO活動の重要性が高まっています。そのため、地域の中で、身近な住民のニーズをとらえ、多様なサービスを提供するボランティア・NPO活動を促進していく必要があります。

2 ボランティア活動参加の促進体制

現在、企業等におけるボランティア休暇の導入など、ボランティア活動への参加の基盤が整備されつつありますが、今後もボランティアセンターを運営している社会福祉協議会を中心にボランティアに関心のある人を実際の活動に結びつける仕組みを一層充実させるとともに、より多くの人にボランティア活動に参加してもらえるようにしていく必要があります。

3 NPO活動に関する情報提供体制の充実

各地域において、NPOの活動が活発になりつつありますが、実際の活動に結びつける仕組みや情報提供の体制を充実させていく必要があります。

施策の方向

1 ボランティア・NPO活動への参加の促進

地域福祉の推進のためには、地域住民の社会福祉活動への積極的な参加が望まれることから、広報・啓発等を通じてボランティア・NPO活動への参加気運の醸成を図るとともに、ボランティアコーディネーターやボランティアリーダー、ボランティアアドバイザー等の人材の育成を支援し、ボランティア・NPO活動に参加しやすい環境づくりを促進します。

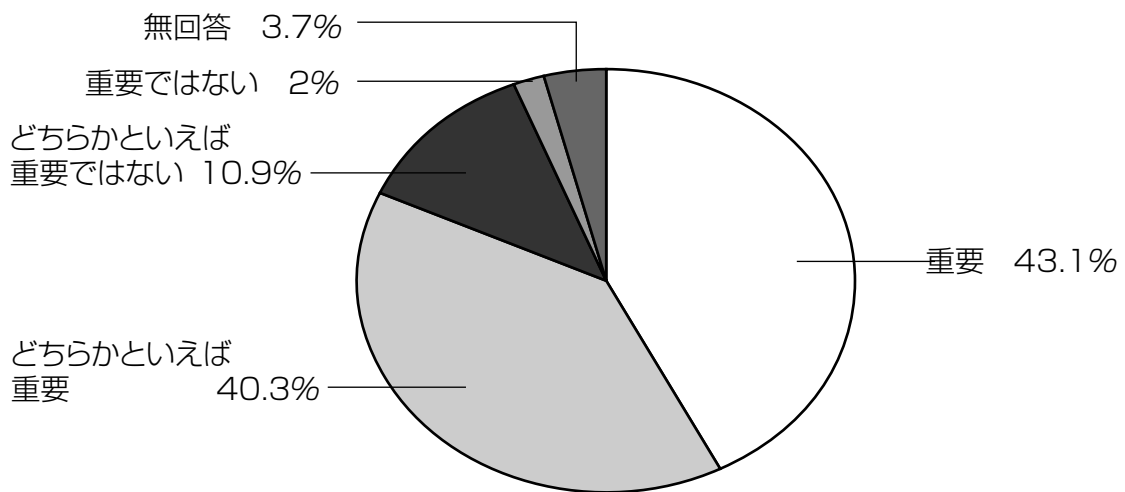
2 ボランティア活動の拠点機能の強化

ボランティア活動を総合的に支援する市町村ボランティアセンターの整備を促進し、登録、あっせん、研修をはじめ、ボランティア・NPO活動に関する連絡調整、情報交換、相互交流、情報発信等の機能充実を支援するとともに、県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図ります。

3 NPOへの支援と連携の促進

NPO法人設立認証制度の普及を図り、活動基盤の整備を促進するとともに、協力・連携を図ります。

●ボランティア・NPO活動の重要度●



資料：「うつくしま21」重点施策体系の点検のための県民アンケート調査（平成17年3月）

●NPO設立認証数

年 度	認 証	累 計
平成10年度	1	1
平成11年度	13	14
平成12年度	20	34
平成13年度	25	59
平成14年度	56	115
平成15年度	74	189
平成16年度	72	261

資料：県民文化グループ調べ

●市町村ボランティアセンター設置状況

年 度	平成7年度以前	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
設置市町村社会福祉協議会	福島市 二本松市 伊達町 本宮町 郡山市 須賀川市 三春町 白河市 会津若松市 喜多方市 会津坂下町 原町市 相馬市 いわき市	泉崎村 鹿島町	安達町 田島町 楢葉町	北塩原村 西会津町 富岡町	岩代町 大熊町	湯川村 双葉町
設置数	14	2	3	3	2	2
累計設置数	14	16	19	22	24	26
設置率	15.6	17.8	21.1	24.4	26.7	28.9

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
設置市町村社会福祉協議会	桑折町 川俣町 東和町 古殿町 平田村 高郷村 三島町 浪江町 新地町 小高町	大玉村 表郷村 会津本郷町 昭和村 川内村 葛尾村	飯野町 西郷村 棚倉町 会津高田町 下郷町 広野町 飯館村	保原町 鏡石町 船引町 矢祭町 熱塩加納村 塩川町	小野町 矢吹町
設置数	10	6	7	6	2
累計設置数	36	42	49	55	57
設置率	40.0	46.7	54.4	64.7	

注)市町村ボランティアセンター活動事業(補助事業)の実施による整備状況。

なお、事業未実施の市町村社会福祉協議会でも、ボランティアセンター機能を持つ場合があります。

資料：地域福祉グループ調べ

●具体的目標(数値目標)

項 目	計画策定時	現 状	目標年次	説 明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
市町村ボランティアセンター設置率	26.7% (24箇所)	64.7% (55箇所)	100%	ボランティア活動に参加しやすい環境をつくるため、市町村社会福祉協議会へのボランティアセンターの設置を進めます。

4 福祉学習の推進

現状と課題

1 福祉の心の醸成

現在、学校、社会福祉協議会、日本赤十字社等では、福祉教育、研修、ボランティア活動、体験活動等を通して県民に福祉の心を育む機会を提供しています。

今後も、学校教育の一環として、児童・生徒が福祉活動について理解を深める機会や、福祉体験の機会を通じて、一人ひとりとともに生きる心を育んでいくことが必要です。

2 豊かな福祉コミュニティの形成

地域においても、福祉ボランティア体験等の福祉学習の機会を通じ、住民一人ひとりとともに生きる心を育て、豊かな福祉コミュニティを形成していくことが必要です。

施策の方向

1 学校教育における福祉教育の充実

福祉協力校の推進等による福祉教育の充実を支援します。また、学校における身近な地域のボランティア活動の充実や施設ボランティア活動への取組みを促進します。

2 地域における福祉学習の機会の充実

地域全体で福祉についての学習活動が図られるよう、市町村社会福祉協議会が行うボランティア講座や福祉体験学習、さらには赤十字活動への参加を通じた福祉学習への取組みを促進します。

3 ボランティア体験の機会づくり

児童・生徒をはじめあらゆる世代の人が福祉ボランティア活動を体験できる機会づくりを支援します。

●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
福祉協力校の指定率(累計)	41.1% (374校)	56.8% (521校)	100% (917校)	学校における福祉学習を進めるため、福祉協力校を増やします。



5 人権擁護の推進

現状と課題

1 人権の擁護と安心して暮らせる福祉社会

誰もが安心して暮らせる福祉社会は、個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、その人らしく自立した生活を送ることができる社会であり、その中では、一人ひとりの基本的人権が守られるとともに、その人らしい生活を送ることができる権利が保障され、擁護されていなければなりません。

そのためには、大きな社会問題となってきた、児童、高齢者、障がい者に対する虐待やドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力)などへの適切な対応が必要です。

また、これらの人権侵害のより根本的な背景には、人々の間に人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践するための意識が十分に定着していないことが挙げられており、今後は、人権教育・啓発に関するより積極的な取組みが必要となっています。

施策の方向

1 人権侵害や虐待問題への対応

児童、高齢者、障がい者に対する虐待やDVについての関係機関によるネットワークを形成し、人権侵害、虐待等、顕在化しにくい問題に対する相談体制の充実や相談しやすい環境づくりに努めるとともに、被害者の早期救済に努めます。

2 児童の権利が尊重される社会の実現

子どもを「保護の客体」から「権利を行使する主体」として位置付け、子どもの権利条約の理念の普及を図るため、各種の啓発活動等に取り組むほか、子どもの権利が侵害される典型的な行為である児童虐待の撲滅に向けて、各種活動を積極的に進めます。

3 高齢者の権利が尊重される社会の実現

高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた地域でできるだけ自立し、生きがいを持って暮らせるよう、あらゆる機会をとらえて高齢者に尊厳を持って接することを基本とした教育・啓発を進めます。

4 障がい者の権利が尊重される社会の実現

障がいのある人もない人も、お互いに人権、人格、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現に向けて、県民の障がい及び障がい者に対する正しい理解促進を図り、生活の様々な関わりの中で、障がい者の人権尊重のための取組みを進めます。

5 女性の権利が尊重される社会の実現

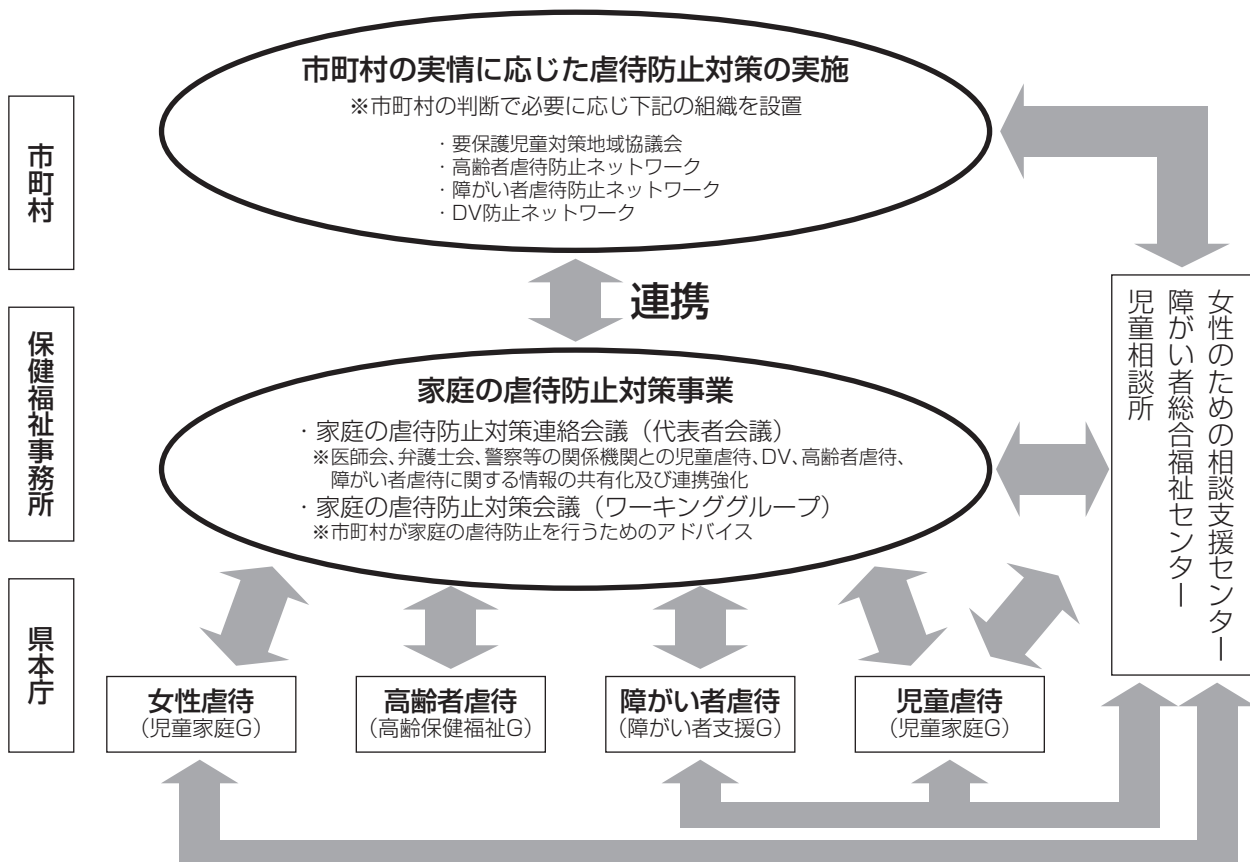
女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を広めるための各種啓発活動を推進します。また、被害者の早期救済に努めるとともに、被害者の潜在化を防ぎ、女性の人権が守られる環境づくりを進めます。

6 人権教育・啓発の推進

こころのユニバーサルデザインを目指し、人権をめぐる様々な課題について啓発を図りながら、「気づくことの大切さ」について意識づくりを進めます。

また、いじめや虐待の防止、男女平等など人権尊重にかかわる基本的な理解を促進する学習教材等の開発・活用などを通じ、人権を尊重する意識を高める教育を推進します。

●家庭の虐待防止対策事業



6 相談体制と情報提供の充実

現状と課題

1 子どもに関する相談・情報提供体制

子どもに関する悩みについては、児童相談所をはじめとした各関係機関で相談に応じてきましたが、子どもを取り巻く家庭や社会の環境変化に伴い、子どもに関する悩みや育児不安はますます増大してきており、これらを解消するため、幅広い情報の提供や相談体制の充実、関係機関の連携の強化を図る必要があります。

2 高齢者の相談・情報提供体制

高齢者総合相談センターにおいては、高齢者やその家族が抱えている心配ごとや悩みごとの相談に応じており、遠隔地の相談者の便宜を図るための巡回相談も行っています。なお、医療、法律、住宅等の専門的な相談については、医師、弁護士、建築士等の専門家も相談に応じています。

また、各市町村に1か所以上設置されている在宅介護支援センターにおいては、要援護高齢者及び介護者の介護ニーズに対応した各種の保健福祉サービスが受けられるよう、在宅介護に関する相談に応じてきました。

今後は、高齢者に対する総合的・包括的な地域ケアマネジメントの拠点として創設される「地域包括支援センター」において、高齢者とその家族に対し、関係機関相互の調整のとれた多面的な支援を図る必要があります。

3 障がい者の相談・情報提供体制

障がい者の相談支援体制については、これまで身体・知的・精神の障がい種別や福祉・労働・教育などの分野に分かれ、相互の連携が十分でなかったことから、今後は、障害者自立支援法による障がい種別を越えた福祉サービスの一元化を踏まえ、身近な地域での相談支援の実施主体となる市町村を中心に、各相談支援機関が連携し合う体制を確立していく必要があります。

また、障がい者が適切な福祉サービスを選択できるよう、障がい特性に応じた情報提供体制を充実させる必要があります。

4 要保護女性に対する相談援助体制

婦人相談所(女性のための相談支援センター)は、売春防止法に基づき、県内における女性保護事業の中核的機関として、その役割を果たしてきましたが、昨今は、DVによる相談が、その取扱いの中で大きな部分を占めてきています。しかも、顕在化していないDVの被害も多いものと見込まれることから、今後は、これらの問題に関し積極的な啓発を図るとともに、相談援助体制の充実を図っていく必要があります。

5 在宅療養者等に対する相談・支援体制

専門的、技術的な支援を必要とする在宅療養者については、地域の保健・医療・福祉関係機関の連携・協力体制の下に、対象者個々のニーズにあった各種サービスや支援の提供に努めていますが、今後、ますます多様化する在宅療養者のニーズに対応するために相談体制を強化し、各関係機関相互の連携に基づく地域ケアシステムの充実を図る必要があります。

施策の方向

1 子どもに関する相談・情報提供体制の充実

子どもを取り巻く家庭や社会の変化に伴い、増大する子どもに関する悩みや育児不安を解消するため、相談体制の充実強化や関係機関との連携の強化を図ります。特に、児童福祉法の改正に伴い平成17年4月から市町村が児童相談の窓口として位置付けられたことから、児童相談所が中心となって、専門的な知識や技術に基づく援助や研修の実施など、市町村の後方支援に当たります。また、インターネット等を活用した幅広い情報の提供を行っていきます。

さらに、地域の身近な子育て支援機関である保育所や市町村保健センター等を活用した地域子育て支援センターの設置を図り、地域における子育て相談支援体制の整備を促進します。

2 高齢者の相談・情報提供体制の充実

高齢者総合相談センターにおいては、複雑多様化する相談内容に対応するため、各相談関係機関との連携を強化し機能の充実を図ります。

また、改正介護保険法において創設される「地域包括支援センター」が担う「地域支援事業」が地域において一体的に適正に運営されるよう、配置される専門職員への研修等により地域包括支援センターの質の確保と機能の充実を図ります。

3 障がい者の相談・情報提供体制の充実

障がい種別を超えた福祉サービスの一元化を踏まえ、身近な相談窓口となる市町村の相談支援事業を促進するなど、その相談支援機能の強化を図ります。

また、一般的な相談支援機能から広域的・専門的な相談支援機能に至るまでの重層的な支援体制の整備に努め、その相互連携を図ることにより、身近な地域での相談支援体制を充実していきます。

さらに、障がい特性に応じた情報提供体制の充実を図るため、手話通訳者等の養成・派遣を一層推進するとともに、高度情報通信技術を活用した支援や情報提供拠点の機能強化に努めます。

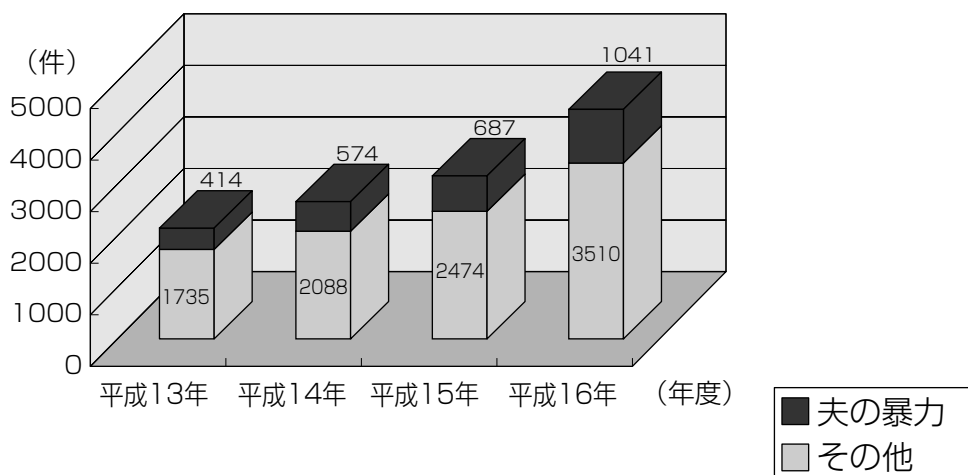
4 女性保護事業の積極的展開と相談援助体制の充実

平成16年に開所した「女性のための相談支援センター」や各保健福祉事務所における女性保護及び相談支援機能の強化を図るとともに、関係機関や団体との連携や組織体制の強化により、DVへの対応をはじめ、女性が抱える様々な問題についての相談援助体制の整備充実を図ります。

5 在宅療養者等に対する相談・支援の充実

専門的な支援が必要な在宅療養者のQOLの向上を図るために、地域保健医療圏域における保健・医療・福祉関係の機関及び関係者が連携を強化して対象者の相談に応じるとともに、ニーズに合った各種サービスや支援を効果的・効率的に提供するケア・コーディネートシステムの推進を図ります。

●県内の女性保護相談件数の推移



資料：児童家庭グループ調べ

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者に対する支援

現状と課題

1 配偶者からの暴力の現状

「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」(平成16年福島県)によると、配偶者から被害を受けた女性のうち公的機関や民間機関に相談した女性は6.6%(平成11年4.0%)に過ぎず、誰にも相談しなかった女性は36.4%(平成11年37.8%)に上っています。

誰にも相談しなかった理由としては「相談するほどのことではないと思った。」が56.0%で最も多く、「自分に悪いところがあると思った。」(29.3%)「自分さえ我慢すればやっていけると思った。」(17.3%)などが続いています。

2 配偶者からの暴力に対する相談・支援体制

男女間における暴力のうち、DVは、社会問題として取り上げられるようになってきています。

このような状況を受け、平成13年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定、さらに平成16年12月には、保護命令制度の充実などの改正法が施行され、DV被害の防止やDV被害者の相談支援体制の充実強化等への積極的な取組みが求められるようになってきています。

県においては、各保健福祉事務所や男女共生センターなど県内8か所に配偶者暴力相談支援センターを設置して被害者の支援などを行うとともに、平成16年4月には、その中心となっていた「婦人相談所」と「しゃくなげ寮」を改組し、DVをはじめとする暴力の被害者や様々な悩みを抱える女性の保護、支援の中核施設として「女性のための相談支援センター」を整備しています。

今後は、行政の関係機関や民間団体との連携を進め、被害者が安心して相談できる相談体制の充実や安全な保護、被害者の自立支援について一層の取組みを図る必要があります。

施策の方向

1 配偶者からの暴力防止活動の積極的展開

「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」にも表れているように、被害者は、自分に非があると考えて誰にも相談しなかったり、我慢したりする傾向にあります。

DVは犯罪となる行為も含む深刻な人権侵害であるという認識の普及を図るため、各種の啓発活動に取り組むほか、DVの撲滅に向けて、各種活動を積極的に進めます。

2 相談・支援体制の充実

家庭内で発生する配偶者からの暴力は顕在化しにくいいため、身近な相談体制の充実や相談しやすい環境づくりを図るとともに、女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所、男女共生センターをはじめとする関係機関や団体との連携により、被害者の早期救済を図ります。

●モニタリング指標

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
配偶者暴力相談支援センターで受け付けた相談件数	—	1,195件	—	配偶者暴力相談支援センターの相談支援体制を充実させ、気軽に相談できる環境をつくります。

※モニタリング指標 目標値を設定することが困難又は適当でないが、県民の社会生活状況や施策の状況を表す数値として毎年その状況を把握し公表することが望ましいもの。

●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
配偶者暴力相談支援センター設置数(累計)	—	8施設	13施設	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に努めます。

8 生活援護の充実

現状と課題

1 生活保護の動向

生活保護の動向は、平成6年度以降、被保護世帯、被保護人員とも増加傾向で推移しており、この中で、高齢者や傷病・障がい者等の要援護世帯の割合が高くなっています。

また、稼働能力があるにもかかわらず、就労できない世帯も増加しているため、より適切な処遇が求められています。

2 相談助言援助

生活に困って相談に訪れた人々の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図り、的確な制度の説明や関係機関との連携などにより、適切な援助を行う必要があります。

3 生活福祉資金等の貸付

自らの力だけでは自立した生活を送ることが困難な状況にある人が経済的に自立できるよう、生活福祉資金や離職者支援資金の貸付を行っています。

今後も、資金貸付による経済的支援と必要な助言援助を行うことにより、生活意欲の助長や社会参加の早期実現を図る必要があります。

施策の方向

1 生活保護の適正な実施

生活に困窮する人に対して、必要な保護を行い生活を支援するとともに、その世帯の自立助長を促進するため、民生委員・児童委員をはじめ医療機関、公共職業安定所、市町村等の関係機関との連携を強化し、自立支援の取組みを積極的に推進します。

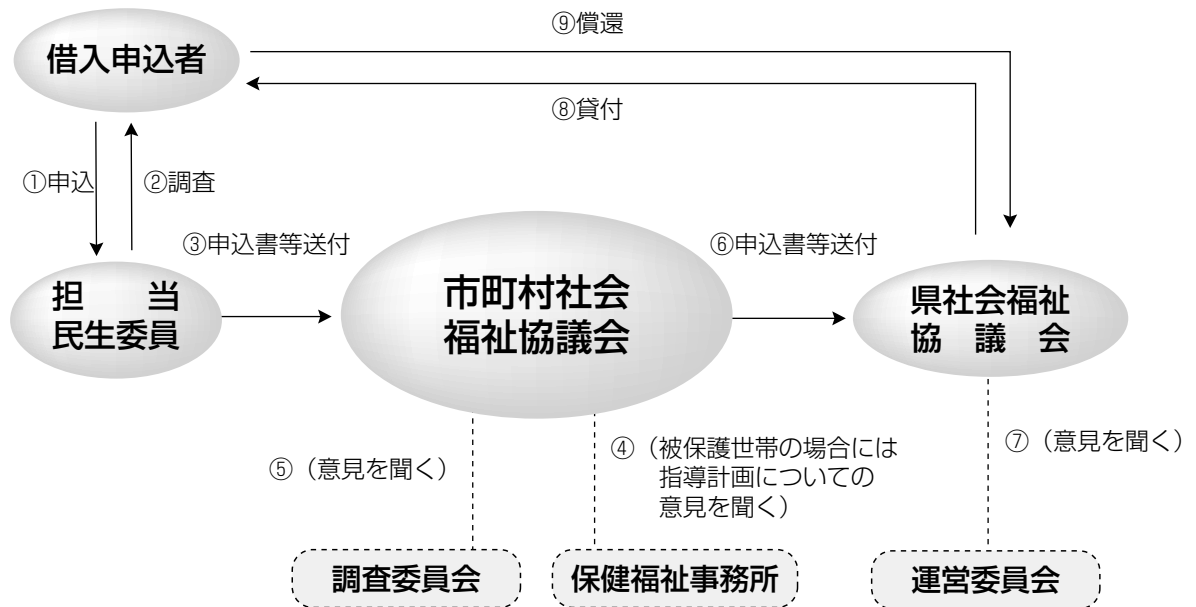
2 相談助言援助の充実

所得が低く生活に困っている人の実情に応じた相談援助機能の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、保健、医療、福祉等に関する様々な相談に対応できる体制を整備し、的確なサービスの提供に努めます。

3 生活福祉資金等貸付の促進

低所得者、障がい者及び高齢者の経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進が図られるよう、生活福祉資金・離職者支援資金貸付制度の円滑な運用を促進します。

●生活福祉資金貸付制度の流れ



●生活福祉資金の貸付の種類

更生資金

生業を営むのに必要な経費や、就職及び技能を修得するために必要な経費など

福祉資金

福祉機器の購入や、身体障がい者等が運転する自動車の購入に必要な経費など

住宅資金

ふろ場やトイレの改造に必要な経費など

修学資金

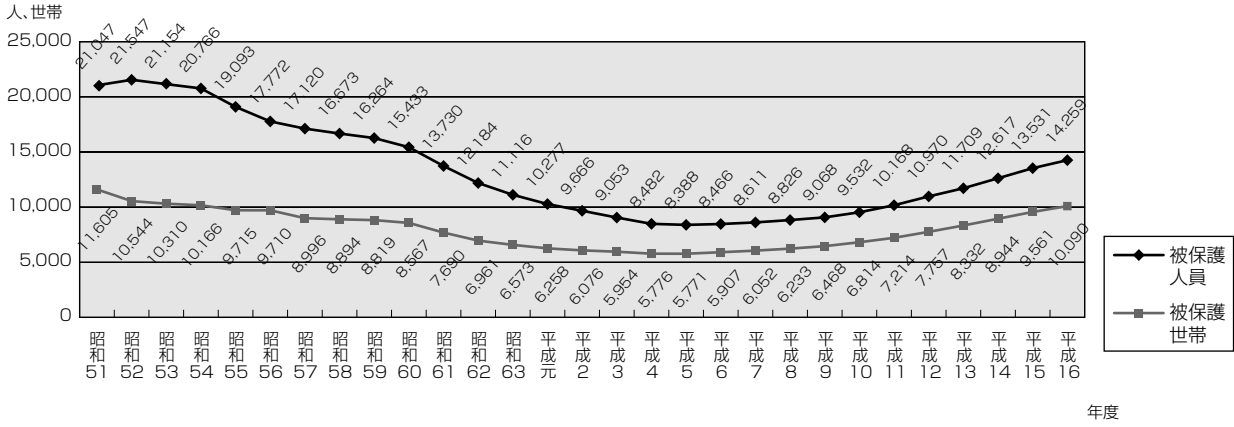
授業料・通学定期代や入学に際し必要な経費など

*このほか、緊急小口資金、療養・介護資金、災害援護資金、長期生活支援資金があります。

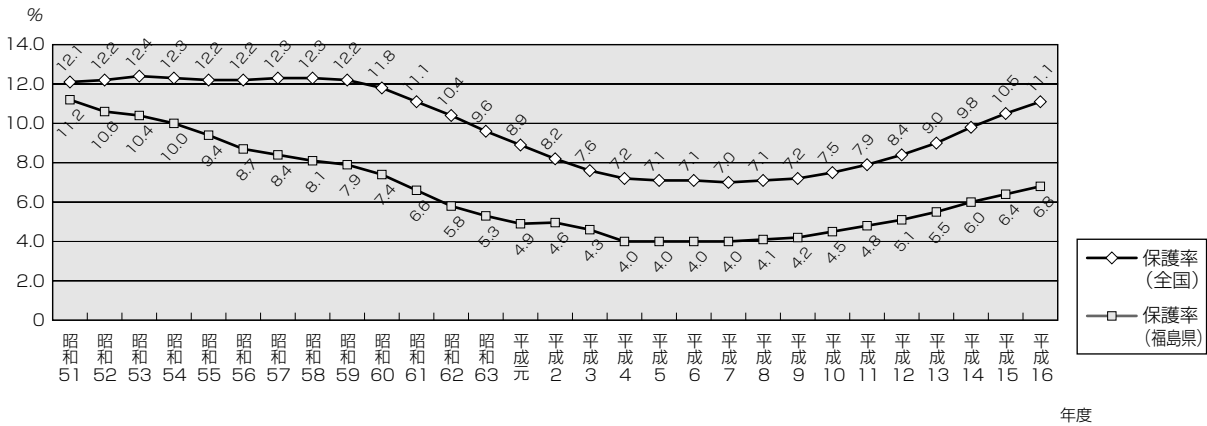
●離職者支援資金

失業によって、生活の維持が困難となった世帯へ生活資金を貸し付けします。

●被保護世帯と人員の推移



●保護率の推移 (人口千対)



資料：福祉行政報告例（厚生労働省統計情報部）

第1節 ともに支え合い安心して暮らせる地域福祉の推進

9 防災対策の充実

現状と課題

1 地域の防災機関

近年の災害の特徴として、高齢者等の要援護者が逃げ遅れて被災したり、避難途中に被災したりする事例が多くなっています。このため、地域の防災機関と住民とが一体となって災害時要援護者（高齢者や障がい者など）の安全を確保する仕組みを整備し、誰もが安心して暮らせる社会をつくることが求められています。

また、災害時においては、災害時要援護者に対して情報伝達、応急援助、資金援助等について速やかに対応することが求められます。

2 関係機関との相互連絡体制

施設、市町村、その他関係団体との相互情報連絡体制の強化を図る必要があります。

特に、近年のボランティア意識の高まりとともに、災害時には多くのボランティアが被災住民への支援活動に参加するようになり、支援活動や被災地の復興において大きな役割を果たすようになってきています。

このため、ボランティアが効率的な活動を行えるよう、受入れや配置などについて、関係機関と連絡・調整を図る体制の整備が必要です。

3 防災知識の普及・啓発

水害や土砂災害、地震による災害時に、日ごろの備えや災害に対する知識不足から家具転倒や逃げ遅れ等の被害が発生しています。このため、万一の時に適切な行動がとれるよう、災害時要援護者に対して日ごろから防災知識を普及・啓発する必要があります。

施策の方向

1 災害時の要援護者対策の充実

日ごろからの地域住民相互の見守り・声かけ活動等による災害時要援護者の実態の把握、災害時における要保護者の安否確認、速やかな情報伝達や応急援助を行う体制づくりに努めます。

また、災害時要援護者が被災した場合に、生計維持や生活復旧が速やかに図られるよう、生活福祉資金の円滑な運用を促進します。

2 関係機関との相互連絡体制の強化

施設、市町村、その他関係機関との相互情報伝達体制を強化し、情報の共有を図ります。

また、災害発生時にボランティアの受入れ、配置調整などを行うための災害ボランティアセンターの設置を支援し、センターを中心とした関係機関との連携による災害ボランティア活動推進体制の整備を図ります。

3 防災知識の普及・啓発

施設において、災害時に職員及び利用者が施設の構造や利用者の行動能力等に応じた適切な行動がとれるよう、防災訓練の定期的実施を指導します。

市町村は、災害に対する基礎的知識の理解を高めるための防災教育の普及・啓発をするとともに、災害時要援護者やその家族が地域の防災訓練へ参加できるよう努めるものとします。

第2節 安心して利用できる福祉サービスの利用環境の整備促進

1 サービス利用に係る情報提供及び援助体制の整備

現状と課題

1 福祉サービス情報の公開

現在の福祉サービスは、原則的には利用者と事業者との契約に基づくこととされており、利用者自ら福祉サービス事業者を選ぶ必要があります。

このため、利用者が事業者を選定するに当たって必要な情報が得られる体制の整備が求められています。

また、事業者も、利用者及びその家族並びにこれから施設を利用しようとする人などへ適切な情報を提供する必要があります。

2 福祉サービス利用援助等の充実

福祉サービスの利用者は、自分に必要なサービスと事業者を自分で選ぶことができますが、高齢者や障がい者などで判断能力が十分ではない人についても、適切なサービス利用ができるよう援助することが求められています。

また、近年、認知症高齢者を狙った悪質な住宅リフォーム詐欺等が社会問題となっていますが、判断能力の十分ではない人も地域で自立し、安全に、安心した生活を送れるよう、日常的な金銭管理等を援助する制度を充実させる必要があります。

施策の方向

1 情報提供システムの構築

福祉サービス事業者からの情報のネットワーク化を促進するとともに、市町村や市町村社会福祉協議会において保健・医療・福祉の総合的な情報の提供が可能となるシステムの構築を促進します。

2 福祉サービス事業者に関する情報提供

利用者が、多様な福祉サービス事業者から提供されるサービスを自由に選択できるよう、県のホームページや福祉保健医療関連の総合的な情報ネットワークとして独立行政法人福祉医療機構が運用するWAMネット（インターネットを活用しサービスの空き情報などの付加的な情報提

供が行えるシステム)を活用し、福祉サービス事業者の情報など、利用者にとって必要な情報の提供を推進します。

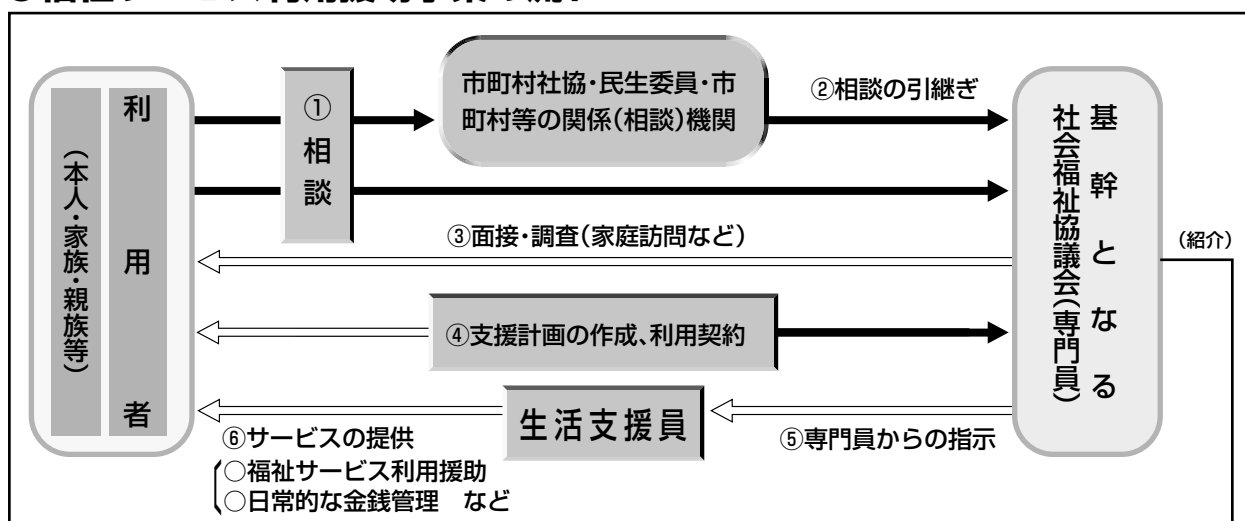
3 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢者や障がい者などで判断能力が十分ではない人が、地域の中で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理等を支援する福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)を促進します。

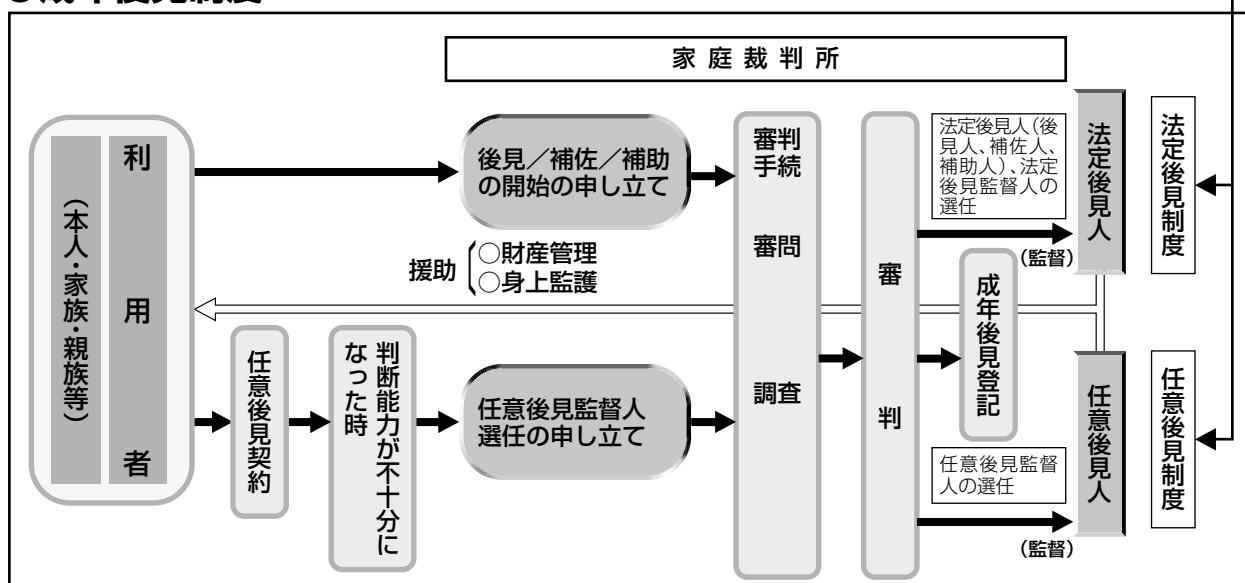
また、高齢化の進行や障がい者の地域生活移行等に伴い、今後は福祉サービス利用援助事業に対するニーズが高まると考えられるので、本事業の一層の広報を進め、その普及を図ります。

さらに、事業の促進に当たっては、成年後見制度との連携を図ります。

●福祉サービス利用援助事業の流れ



●成年後見制度



●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
生活支援員 の数	173人	166人	245人	福祉サービス利用援助事業を利用する人に対し、実際に援助活動を行う生活支援員を増やします。

2 サービス利用者の保護

現状と課題

1 適切なサービスの確保

規制緩和により、サービスの提供や施設の運営について事業者の弾力的な運用が可能となり、福祉サービスの利用者は、事業者が提供する多様なサービスの中から自分に適したサービス事業者を選択し、サービスの提供を受けることとなりました。

このため、どの事業者を利用しても、利用者が安心して良質なサービスを受けることができるよう、利用者の立場に立った適切なサービスの確保が求められています。

2 サービス評価の必要性

福祉サービス利用者の意識の変化に伴い、福祉サービス事業者は、提供するサービスの質の向上を強く求められています。

良質かつ適切なサービス提供のためには、事業者自らによるサービスの質の評価のほか、公正・中立な第三者によるサービス評価が有効であることから、第三者による評価体制の構築が必要です。

3 苦情解決体制の確立

福祉サービスは、その多くが利用者と事業者との対等な関係に基づく契約により提供されており、利用者と事業者とのトラブルはお互いの話し合いで解決することが原則となります。

しかしながら、当事者間では解決できない問題については、公正・中立な観点から第三者機関を設置し、事業者による権利の侵害から利用者を保護し、サービスに対する不満や苦情を迅速に処理することが必要となっています。

施策の方向

1 社会福祉施設等への指導監査の充実

社会福祉施設等に対する指導監査を充実し、提供される福祉サービスの適正化及び質の向上を図ります。

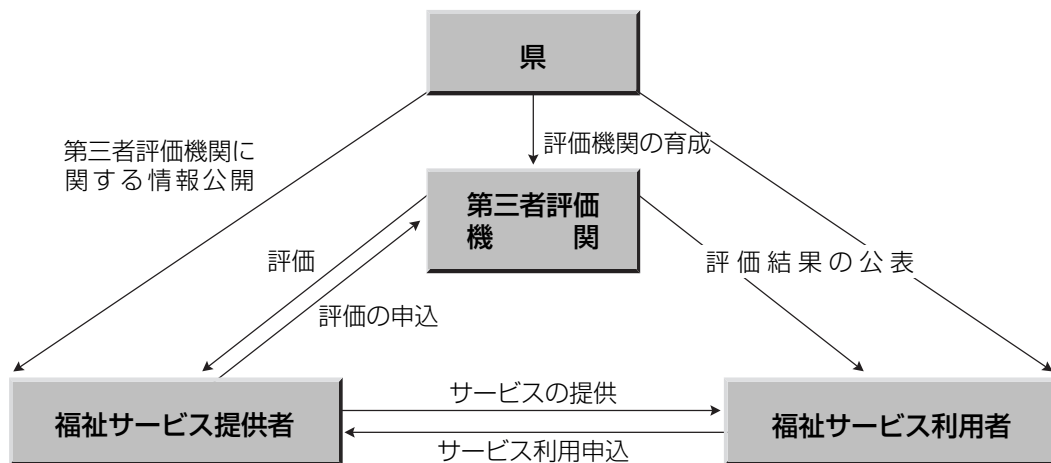
2 サービス評価体制の整備

福祉サービスの事業者が、良質かつ適切なサービスを提供するため、事業者自らサービスの質を評価することを促進するよう指導するとともに、公正・中立な第三者による「福祉サービス第三者評価」の体制整備を推進します。

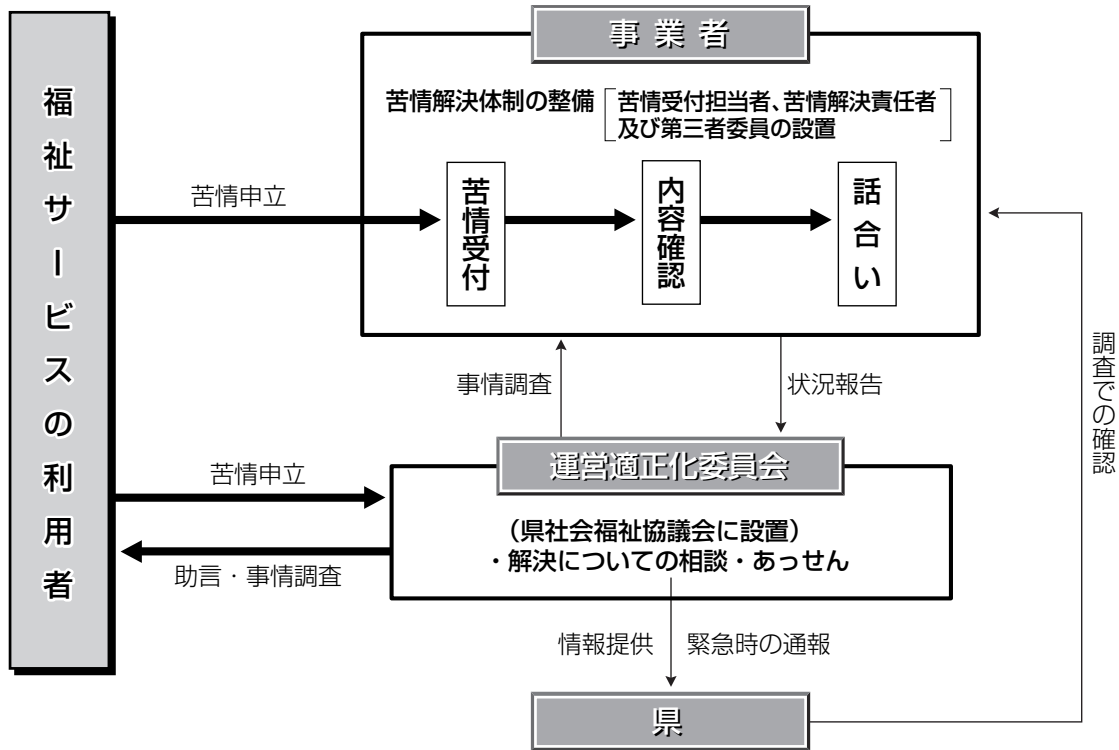
3 苦情解決体制の整備

福祉サービス事業者による苦情解決体制の整備を促進するとともに、苦情の解決についての相談・あっせんを図る第三者機関として県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の適切な運用を図ります。

●福祉サービスの第三者評価のイメージ図



●苦情処理制度の流れ



●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
社会福祉法人における苦情解決体制の整備率	—	98.1%	100%	社会福祉施設に苦情を受け付ける担当者及び苦情を解決する責任者等の配置を進めます。
社会福祉法人における第三者委員の設置率	—	97.1%	100%	社会福祉法人に苦情解決の公平性・客観性を確保するための第三者委員の設置を進めます。

1 民生委員・児童委員活動の活性化

現状と課題

1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域において援助を必要とする住民の様々な相談に応じるとともに、必要な援助を住民の立場に立って、幅広く行っています。

こうした活動を通して、地域住民のニーズを早期に発見し、行政や関係機関との連絡・調整を行うなど、その役割は一層大きくなっています。

今後とも、民生委員・児童委員は、地域において住民の立場に立った相談・援助を行うことが期待されているため、活動に必要な知識や技術の習得を円滑に行えるよう、研修会や情報提供を充実する必要があります。

2 主任児童委員の活動の充実

児童福祉関係機関・施設等との連絡調整や区域担当児童委員への援助活動などのほか、要保護児童の支援、児童虐待への対応など、主任児童委員の活動の充実が求められています。

施策の方向

1 民生委員・児童委員活動の活性化

住民が求める情報の提供や多様化・複雑化する住民ニーズに対応するため、民生委員・児童委員に対する研修の充実に努めるなど、民生委員・児童委員活動の活性化を図ります。

また、児童虐待への対応など、役割の充実が求められる主任児童委員に対する研修の充実に努めます。

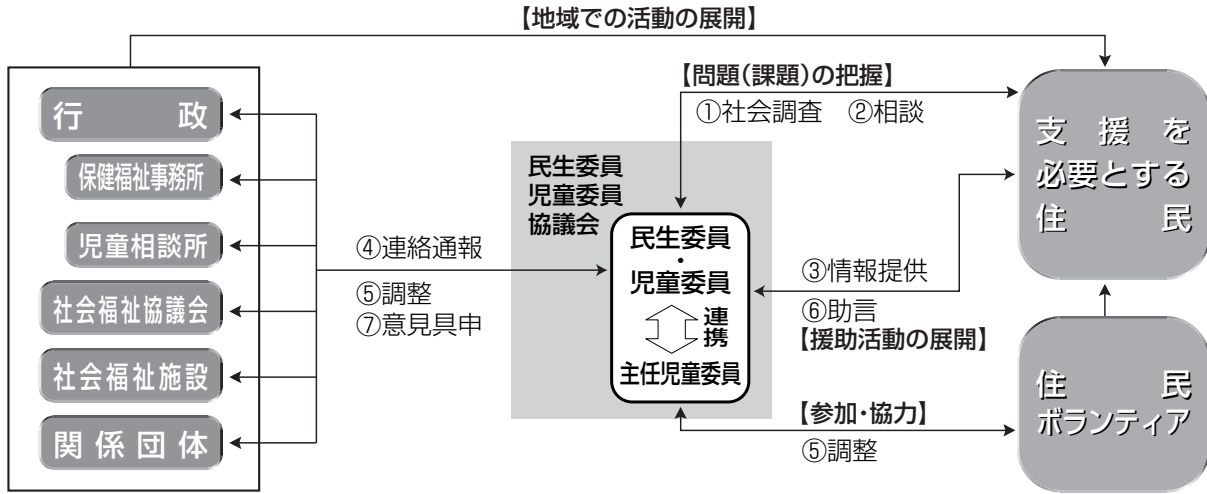
2 関係機関との連携

民生委員・児童委員が、援助を必要とする住民に対する適切な助言や福祉サービスの情報の提供を行うため、関係機関との連携強化を図ります。

3 民生委員・児童委員等と主任児童委員の連携の強化

児童福祉の向上のため、民生委員・児童委員、関係機関等と主任児童委員の連携の強化を図ります。

●民生委員・児童委員活動の流れ



第3節 地域福祉を支える民間福祉団体などへの支援と連携

2 社会福祉協議会への支援・連携

現状と課題

1 地域福祉の中核としての市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手として様々な事業を実施しています。

今後は、住民の積極的な参画による福祉コミュニティの一層の充実を図るため、自らの努力により財政基盤の確立を図るとともに、地域住民、関係団体・市町村等と連携のもと、地域の実情に応じた地域福祉推進のための取組みを自主的、主体的、積極的に展開していく必要があります。

2 県社会福祉協議会の役割の多様化

県社会福祉協議会は、県内の地域福祉の推進のため、企画や調査、啓発、経営指導、研修等の事業を実施しています。

今後は、この機能をさらに充実させていくとともに、県内の福祉サービスの充実のため、広域的な事業の展開を図っていく必要があります。

また、地域福祉を推進する中核的な機関として、地域福祉活動の担い手である市町村社会福祉協議会の活動を積極的に支援していく必要があります。

さらに、公正・中立な立場において福祉サービスの評価事業や福祉サービス苦情解決事業、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)等の実施主体となるなどの役割も求められています。

施策の方向

1 市町村社会福祉協議会への支援・連携

地域の特性を生かした住民参加による先駆的、モデル的な事業や広域的な事業を行う市町村社会福祉協議会の活動が効果的に実施されるよう支援するとともに、地域福祉のネットワークが構築できるよう、市町村社会福祉協議会と連携を十分に図ります。

2 県社会福祉協議会への支援・連携

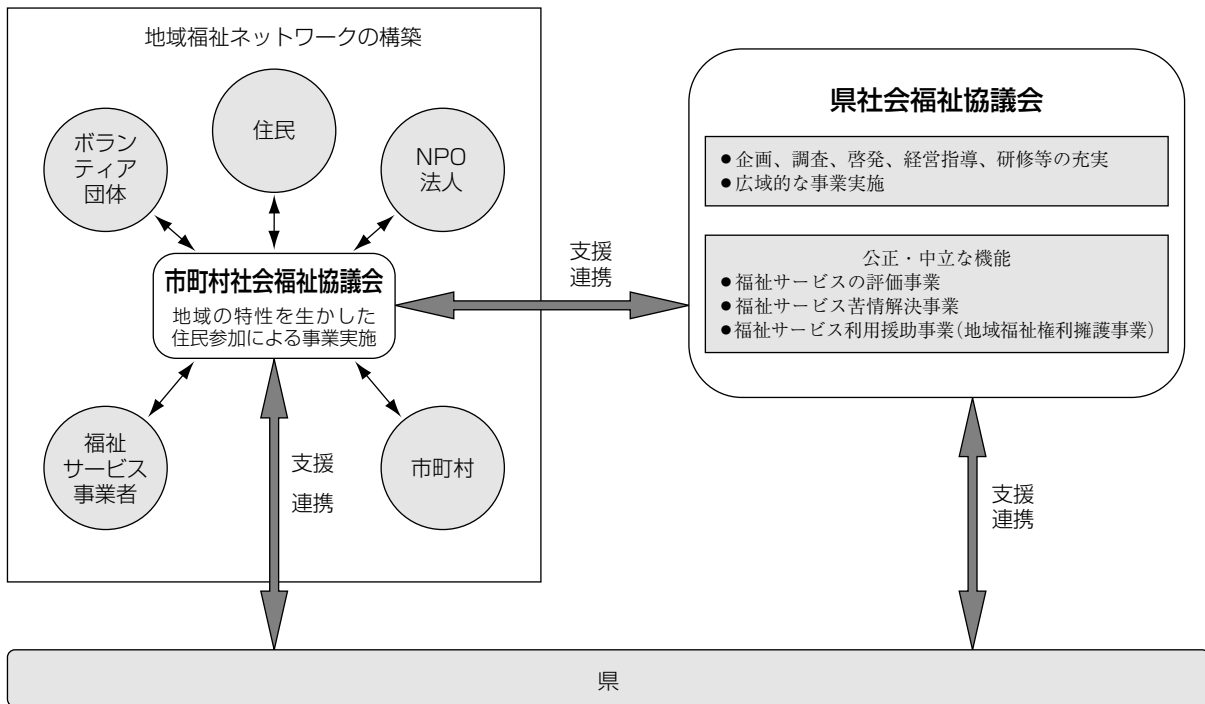
経営指導、研修事業等の広域的な事業を行い、市町村社会福祉協議会の事業展開への

指導的な役割を果たす県社会福祉協議会の活動が効果的に実施されるよう支援するとともに、より専門性の高い事業が展開できるよう、県社会福祉協議会と連携を十分に図ります。

3 県社会福祉協議会の公共性の確保

県社会福祉協議会は、引き続き公正・中立な立場において、福祉サービスの評価事業や福祉サービス苦情解決事業、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)等の実施主体となるなどの役割も求められているため、制度の適切な運営が図られるよう、公共的機能の強化を支援します。

●社会福祉協議会(県、市町村)の体系



●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
地域福祉活動計画の策定率	7.8% (7団体)	8.1% (7団体)	55%	市町村社会福祉協議会が自らの事業の明確化と推進のために策定する地域福祉活動計画の策定を進めます。

3 住民参加型在宅福祉サービス団体への支援・連携

現状と課題

1 住民参加型在宅福祉サービス団体の充実

地域ごとの特性や個人の価値観の多様化などにより、公的サービスだけでは充足できない多種多様なサービスが求められるようになっており、ボランティア、NPO法人などの団体が、地域に密着して、このような住民のニーズに対応した様々な福祉活動を行っています。

誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティの実現のためには、これらの住民参加型在宅福祉サービス団体の活動について、一層の展開が図られるよう支援するとともに、地域ネットワークの中で、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政機関等との連携を促進していくことが必要です。

施策の方向

1 住民参加型在宅福祉サービス団体への支援・連携

地域福祉活動に、ボランティアやNPO法人をはじめとする、多様な住民参加型在宅福祉サービス団体の積極的な参加を促進し、サービス提供体制の整備を支援するとともに、サービスの多様な供給ができるよう、各団体と連携を図ります。

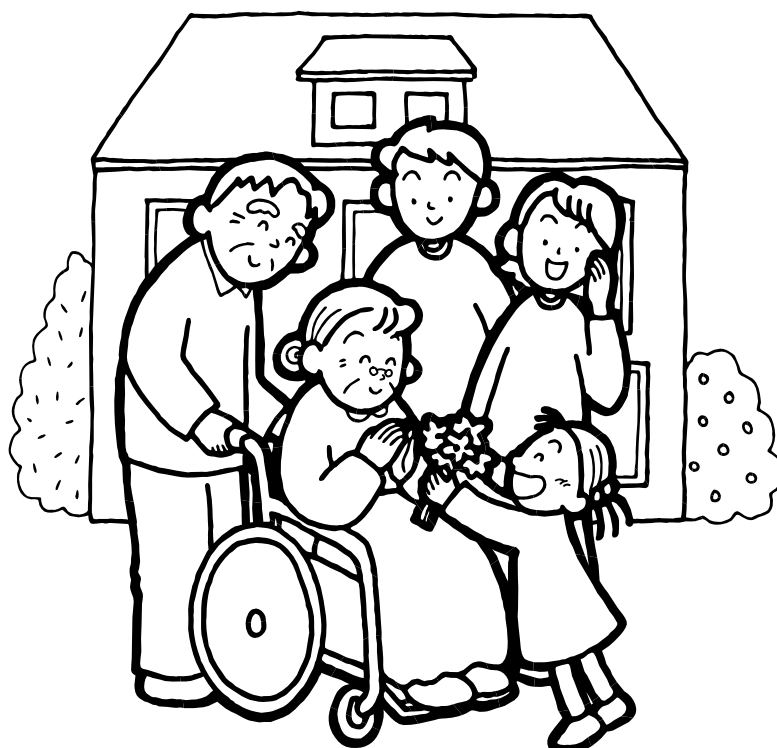
2 市町村社会福祉協議会との連携促進

住民参加型在宅福祉サービス団体の活動が効果的に実施されるよう、ネットワーク拠点となる市町村社会福祉協議会との連携を促進します。

●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
人口千人当たりのボランティア団体数(注1)	0.7団体	0.86団体	1.0団体	ボランティア活動のしやすい環境づくりに努めることにより、ボランティア団体を増やします。

注1 市町村社会福祉協議会が把握しているボランティア団体の人口千人当たりの数



第3節 地域福祉を支える民間福祉団体などへの支援と連携

4 民間福祉サービスの育成・振興

現状と課題

1 民間福祉サービスの育成・振興

急速な高齢化の進行に伴い、福祉に対するニーズが多様化、複雑化しているため、県民の誰もが必要な福祉サービスを選択し、利用することができるよう、民間事業者のサービス参入を促進し、サービスの量の拡充と質の向上を図る必要があります。

また、福祉サービスの主要な担い手である社会福祉法人は、これまで以上に施設運営の透明性・公平性を図るとともに、サービスの質の向上に努める必要があります。

2 福祉関連事業者の育成・振興

高齢化の急速な進展やノーマライゼーションの理念等を背景に、福祉サービスに対するニーズは一層顕在化、多様化しており、これらサービスの供給主体となる福祉用具産業や在宅介護サービス等の福祉関連産業による多様なサービス提供への期待が高まっています。

施策の方向

1 福祉団体等の育成

誰もが質の高い福祉サービスを選択し、利用できるよう、サービス提供を行う社会福祉法人をはじめとする福祉団体や民間事業者の育成・支援を行い、利用者の立場に立った多様なサービス提供体制の確保を図ります。

また、社会福祉法人・社会福祉施設における運営の適正化と利用者の処遇の向上を図るため、監査等を通して積極的に助言・指導を行うとともに、サービス評価の実施、苦情解決体制の整備、業務・財務等に関する情報開示などを促進します。

2 新事業創出のための総合的な支援

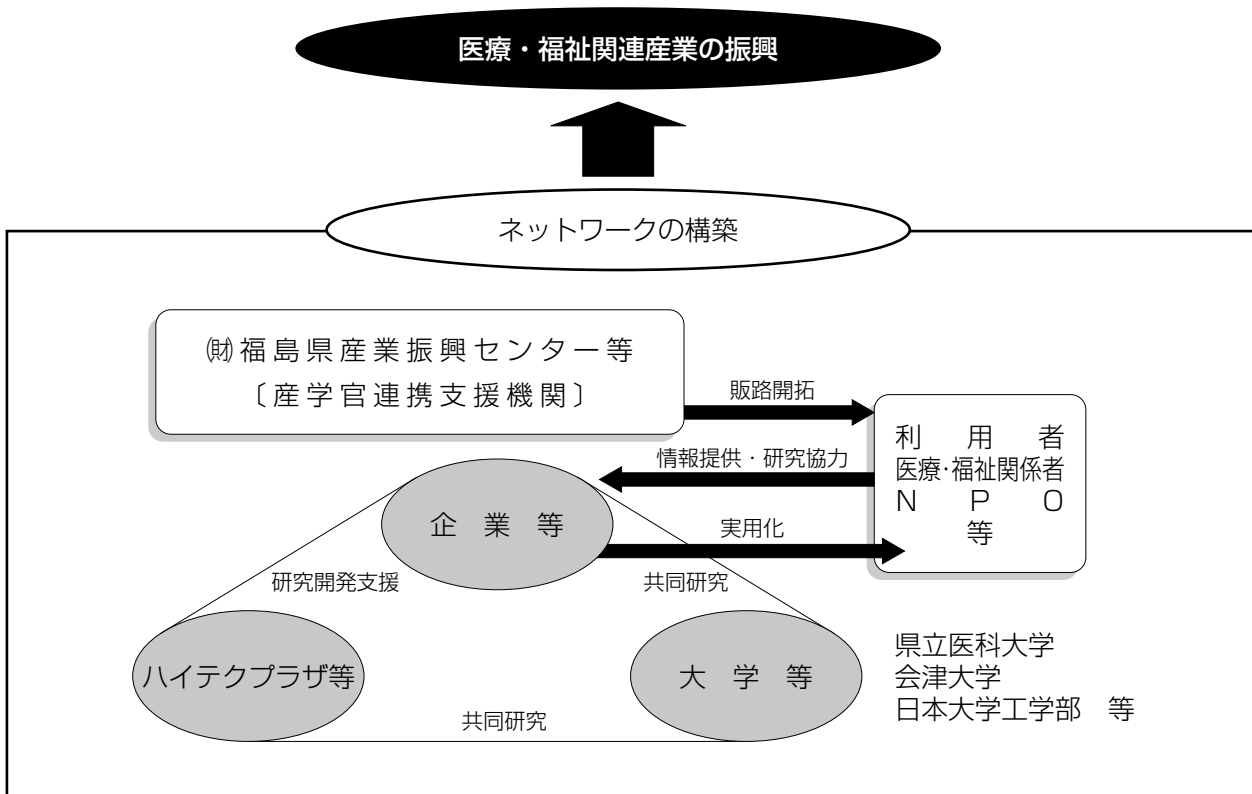
福祉関連分野における創業や新たな事業活動の展開を図ろうとする中小企業者等に対して、資金面をはじめとして経営・技術面にわたって、総合的に支援します。

3 福祉関連研究開発の推進

県内企業、大学、ハイテクプラザ等の連携による産学官共同研究を推進するとともに、企業における福祉用具やユニバーサルデザイン製品の研究開発を支援します。

4 福祉産業連携ネットワークの構築と販路開拓への支援

利用者のニーズに合った福祉用具やユニバーサルデザイン製品の研究開発及び福祉サービスの提供ができるよう、事業者と福祉関係者等のネットワークの構築を図り情報の共有を促進するとともに、企業において開発された製品の販路開拓を支援します。



1 住民参加による福祉のまちづくり

現状と課題

1 住民が参加できる環境の整備

高齢者や障がい者などの積極的な社会参加と、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会が普通の社会であるとする「ノーマライゼーション理念」に加え、「ユニバーサルデザイン」の考え方のもと、誰もが安全かつ快適に暮らせるまちづくりの推進が求められています。

現在、地域福祉の推進のため、住民、各種団体、行政はそれぞれの分野で重要な役割を担って活動していますが、「ともに生きる福祉社会の実現」のためには、福祉の視点からの総合的なまちづくりの推進が必要です。

住民一人ひとりが福祉を身近な問題としてとらえ、自分たちにできること、また、地域としてできることを考えることが何より大切なことです。

そのためには、誰もが福祉のまちづくりに参加できる環境の整備が必要です。

2 住民ニーズに則した福祉施策の推進

地方分権型社会の進展とともに、各自治体は地域の住民のニーズに則した施策を推進することになります。

住民ニーズに則した施策を行うに当たっては、住民一人ひとりの声を積極的に取り入れていくことが重要です。

施策の方向

1 福祉のまちづくりの推進

住民の参加のもと、自らの地域における福祉社会の実現を図るため、地域の実情と住民ニーズに則した総合的な福祉のまちづくりを展開する市町村の活動を支援します。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である市町村社会福祉協議会が、住民参加のもとで福祉サービスの充実を図り、福祉のまちづくりを進める事業を支援します。

●ユニバーサルデザイン

～はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、体格、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計すること～

7 原則

- ①誰にでも公平に使用できること
- ②使う上での自由度が高いこと
- ③簡単で、直感的にわかる使用方法となっていること
- ④必要な情報がすぐ理解できること
- ⑤うっかりエラーや危険につながらないデザインであること
- ⑥無理な姿勢や強い力なしに楽に使用できること
- ⑦接近して使えるような寸法・空間となっていること

●ふくしま型ユニバーサルデザイン

「“おもいやり”をシステム化」をキーワードに人権尊重の視点も盛り込みながら、ソフトとハードの両面からユニバーサルデザインを推進するという本県独自の考え方です。

2 安心して暮らせる住宅・住環境の整備促進

現状と課題

1 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

私たちを取り巻く住環境は、個人の住宅から地域コミュニティ、さらには「まちづくり」といった様々な視点からとらえることができます。

現在、本県の豊かな自然や地域の風土・文化などの特性を活かして策定した「福島県住宅マスタープラン」、及びそれと連携しながら、さらに固有の事例など地域特性を勘案した上で策定された各市町村の「住宅マスタープラン」に基づいて、住環境の整備促進を図っています。

こうした中で、県及び市町村が事業主体となる公共賃貸住宅については、ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅等の建設・改善事業を実施、福祉施策と連携したシルバーハウジング・プロジェクト(ケア付き住宅)の推進を行っています。

また、民間住宅については、介護保険制度や県の助成制度等を活用したバリアフリー関連住宅改修の普及等により、ユニバーサルデザイン化への誘導等を行っています。

本格的な高齢社会となった本県においては、これら事業等の強化とともに、「高齢者向け優良賃貸住宅」に代表されるような、民間資本活力による支援も必要であり、県、市町村及び民間が連携・協働し、一体となって事業展開に取り組むことが求められています。

施策の方向

1 住宅マスタープランの推進

「福島県住宅マスタープラン」に基づき、少子高齢化や人口減少、官と民との役割の変化等、近年の社会経済情勢の変化に適切に対応するため、福祉施策との連携を考慮し、総合的な観点から住宅に関する施策を推進します。

また、現在各市町村が策定している市町村別住宅マスタープランについて、少子高齢社会等への対応の観点からの見直しを誘導するほか、未策定の市町村においても住宅施策の礎として、同様の観点を含んだ住宅マスタープランを策定するよう啓発に努めます。

2 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化等の推進

県営住宅の入居については、高齢者や障がい者等が優先して入居できるような制度や体制が整備されています。

公営住宅等の建設や改善事業においては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を積極的に推進し、さらに民間住宅におけるユニバーサルデザイン化等を誘導するよう努めます。

また、良質なファミリー向け住宅の供給を促進する等、子育てに配慮した居住環境の整備を図ります。

3 シルバーハウジング・プロジェクトの推進

住宅施策と福祉施策が連携し、緊急通報システムやライフサポートアドバイザーの配置など、高齢者や障がい者等の生活特性に配慮した公共賃貸住宅の建設を促進します。

4 高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用

高齢者の安全で安定した居住を確保するため、民間の土地所有者等が事業主体となり低廉な家賃で入居できる優良な賃貸住宅のストック形成を図る「高齢者向け優良賃貸住宅制度」の実施について、地域の需要に基づき、市町村の体制整備や環境整備を促進します。

5 民間住宅のユニバーサルデザイン化等の推進

高齢者等が自宅における転倒などにより要介護（要支援）状態とならないため、また、要介護（要支援）状態となっても、安全かつ快適に在宅生活が継続できるための住宅の改善を、介護保険制度や県の助成制度等により支援します。

なお、過疎地域の住宅改修については引き続き助成率をかき上げし、市町村負担を軽減します。

また、相談体制の充実により民間建築物等のユニバーサルデザインに配慮した整備を誘導していきます。

●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
シルバーハウジングプロジェクトに基づく、高齢者等に配慮した住宅の供給戸数	90戸	136戸	200戸	高齢者や障がい者等が安心して生活できるように配慮した公共賃貸住宅の整備を進めます。
在宅介護対応住宅改造件数(注1)	445件	22,989件 (平成16年度速報値)	52,000件	介護保険制度や県の助成制度により、介護予防や在宅介護に対応した住宅改修を支援します。

注1 高齢者等住宅改造資金貸付や、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業、介護保険給付による住宅改造の件数(累計)



▲スロープを設けることで住戸の玄関まで段差なしで移動できます。



▲玄関や出入口の床は、段差や突起物を設けないようにします。

3 快適な生活環境の整備促進

現状と課題

1 防犯、保護対策の推進

県民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、地域に密着した地域安全活動や高齢者・障がい者等に対する保護支援活動の充実を図る必要があります。

2 犯罪被害者対策の推進

犯罪等の被害者及びその家族は、犯罪等による直接的な被害のほか、経済的、精神的、社会的な様々な問題に苦しめられています。

特に殺人や性犯罪、交通事故等の被害者が受ける被害は深刻であり、これら被害者及びその家族に対して社会全体で支え合うことができる社会を構築することが求められています。

3 交通安全対策の推進

交通量の増大により、県内の交通情勢が厳しさを増す中で、高齢社会の進行に伴い、高齢者が被害者あるいは加害者となる交通事故が増えてきています。このような事故の原因としては、高齢者の多くは、一般的には交通安全知識の習得機会が少ないことや、年齢が高くなるに従い身体機能が低下するなどによるものと考えられます。

また、被害者となることの多い子どもの交通事故の半数以上に、飛び出し、走行車両の直前・直後の横断などの違反が認められています。

このため、高齢者や子どもに対する交通安全教育の充実を図るとともに、県民参加型の交通安全運動を展開していく必要があります。

4 消費者の自立支援と被害の未然防止

消費者を取り巻く環境の複雑・多様化によりトラブルが急増しており、中でも高齢者・障がい者等は悪質商法等の被害に遭いやすいといえます。快適な消費生活を実現するために消費者の自立を支援し、消費者被害の未然防止を図るとともに、トラブルに関する相談体制の整備を図る必要があります。

施策の方向

1 防犯、保護対策の推進

地域の防犯団体の自主活動を促進するとともに、一人暮らしの高齢者や障がい者等に対する犯罪被害防止のための啓発を行うなどの防犯対策を推進します。

また、徘徊の習慣のある認知症高齢者や家庭内での暴力・虐待の被害者等に対する保護活動に努めます。

2 犯罪被害者対策の推進

犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえ、被害者等の視点に立ち、「福島県被害者等支援連絡協議会」の参加機関・団体等の相互協力と緊密な連携により、各種支援活動を効果的に推進するとともに、被害者等支援に関する広報・普及を図ります。

3 交通安全教育等の推進

交通安全に対する意識の高揚を図るため、県民総参加による交通安全運動を展開するとともに、特に高齢者と子どもへの交通安全教育の充実を図ります。

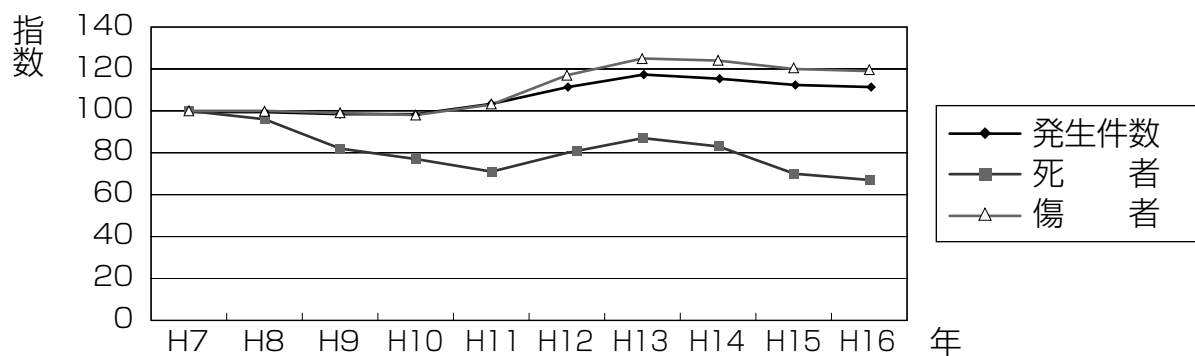
また、交通事故多発地点において、道路交通環境等の詳細な事故分析等を行い、事故削減に向けた対策を検討し、効果的かつ適切な施策の推進を図ります。

4 消費者の自立支援と被害の未然防止

消費生活に関する各種講座・研修会等の充実、新聞・テレビ・インターネット等を利用した情報提供の充実を図り、特に高齢者・障がい者等を対象とした啓発事業を推進します。

また、消費者被害を未然に防止するため、国や市町村と連携しながらトラブルに関する相談体制の充実を図ります。

●交通事故発生状況（平成7年～16年）



区分・年	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
発生件数	13,298	13,317	13,220	13,188	13,799	14,891	15,691	15,434	14,971	14,854
指数	100	100	99	99	104	112	118	116	113	112
死者	241	232	198	185	171	192	210	200	169	162
指数	100	96	82	77	71	80	87	83	70	67
死者	16,071	16,108	15,920	15,764	16,479	18,853	20,067	19,905	19,279	19,085
指数	100	100	99	98	103	117	125	124	120	119

資料：交通白書（福島県）

●具体的目標（数値目標）

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年)	(平成22年)	
交通事故死亡者数	171人	162人	110人以下	交通安全に対する意識の高揚等を図り、死亡事故の減少を目指します。

4 人にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

1 人にやさしいまちづくりの推進

すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会が得られるためには、利用する「人」の視点に立ち、すべての人が安全かつ快適に仕事や生活ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方でまちを整備していく必要があります。

2 公益的施設のユニバーサルデザイン化の推進

公共機関が整備する道路、公園、建築物等をはじめ、公共交通機関や民間事業者による病院、店舗、宿泊・娯楽施設など、多くの様々な人が利用する公益的施設については、すべての人にとって、安全、快適に利用できる環境であることがより一層求められます。

平成7年の「人にやさしいまちづくり条例」施行以来これら環境の整備は着実に進められてきていますが、よりユニバーサルデザインに配慮した施設整備やその整備状況の情報提供が必要とされています。

施策の方向

1 人にやさしいまちづくりの啓発

生活空間におけるユニバーサルデザイン化はすべての人にとって住みよいまちづくりにつながるという共通認識を醸成するため、ユニバーサルデザインや「人にやさしいまちづくり条例」の普及・啓発に努めていきます。

2 公益的施設のユニバーサルデザイン化の推進

「人にやさしいまちづくり条例」及び関連施策により、多くの様々な人が利用する建築物や公共交通機関等の公益的施設のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、その整備状況について情報提供を行っていきます。

また、県有施設の整備については、誰もが利用しやすい公益的施設となるよう、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」により、多様な利用者・住民の参加等による「ともにつくる」取組みの下に進めていきます。

さらに民間事業者に対してもこの指針に基づき整備が行われるよう、普及に努めていきます。

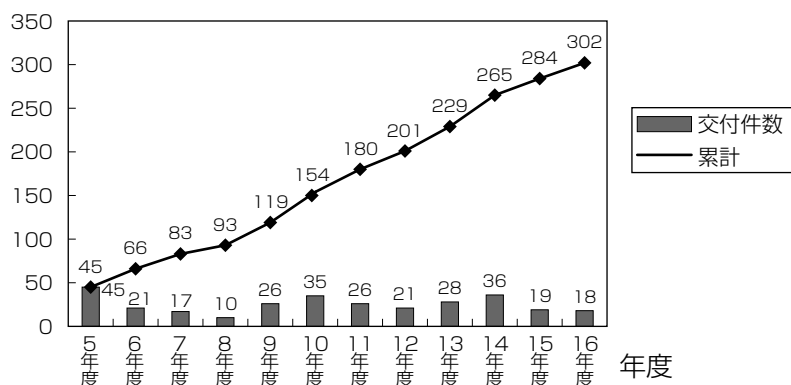


やさしさマーク

「人にやさしいまちづくり条例」の施設整備基準に適合していることを証する証票

●やさしさマーク交付実績

交付件数



資料：少子高齢社会対策グループ調べ

●具体的目標（数値目標）

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
「人にやさしいまちづくり条例」に基づき整備された公益的施設数(累計)	1,825施設	3,666施設	6,000施設	すべての人が安全、安心、心、快適に生活できる環境をつくるため、建築物や公共交通機関等のユニバーサルデザインを進めます。
やさしさマークを取得した既存の県有建築物数(累計)	12棟 (平成12年)	37棟	66棟	県有施設においては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、既存県有施設の改修を進めます。
すべての人が安心して通れるように配慮して整備した歩道の延長(累計)	187.6km	377.5km	680km	すべての人が、安全、安心、快適に生活ができる環境をつくるため、道路環境のユニバーサルデザインを進めます。

1 地域に開かれた施設の整備促進

現状と課題

1 地域との交流を拡大する機能の確保

これからの施設は、利用者に対する処遇だけではなく、地域住民の福祉サービスの向上につながるような事業の展開や、地域住民への福祉学習等を通じて、地域における福祉専門機関として活用されることが期待されています。さらには、施設行事の住民への開放や施設での地域行事の開催などを通じ、地域に開かれた施設として活用されていくことも必要です。

また、施設の建物自体についても、周辺の景観や環境と調和し、全体として暖かみのある親しみやすいものにしていくことが大切です。

2 地域に開かれた保育所

少子社会において、保育所は、乳幼児期における集団の遊びや生活体験の場としての役割が期待されてきています。

また、一時保育や子育て相談を実施したり、異世代との交流の場を提供したりすることにより、地域における子育て支援の役割も期待されています。

3 地域に開かれた老人福祉施設

在宅介護支援センターや老人デイサービスセンター等は、地域における高齢者に関する総合的な相談機関や居宅福祉サービスの拠点として、重要な役割を担ってきました。

また、ユニット型特別養護老人ホームにおいては地域やボランティアの人々と入所者が交流する地域交流スペースの整備を積極的に行ってきましたが、今後も引き続き整備していく必要があります。

なお、認知症対応型デイサービスセンターや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス提供施設は今後市町村が介護保険事業計画に基づき整備を進めることとなりますが、市町村の日常生活圏域で利用されるサービス拠点として重要な役割を担うことが期待されています。

4 地域に開かれた障がい者施設

障がい者の地域生活への移行が課題となる中で、障がい者施設はその本来の機能を有効に発揮することはもちろんのこと、市町村や相談支援事業者、地域自立支援協議会など地域と

の連携をこれまで以上に強めていく必要があります。

また、障がい者への正しい理解の促進を図っていくためには、地域住民との交流機会を拡大していく必要があります。

施策の方向

1 施設開放のための環境整備の促進

地域住民やボランティアを受け入れることのできる機能の確保など、地域との交流の視点を備えた施設開放のための環境整備を促進します。

また、介護保険施設等の整備に際しては、周辺景観や周辺環境と調和した建物とするよう設置者に助言します。

2 地域子育て支援センターの整備促進

地域に開かれた保育所機能の強化を図るため、保育所に設置する地域子育て支援センターの整備を促進し、育児相談や保育サービスの情報提供、子育てサークルの育成・支援等、地域との交流の場を提供します。

3 老人福祉施設の整備促進

介護が必要な高齢者を支援する介護保険施設や地域における居宅福祉サービスの拠点として老人デイサービスセンター、ショートステイ専用床等の整備を、引き続き促進していきます。さらに、県と市町村が連携しながら、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、ショートステイ専用床等が併設された複合施設として整備することにより、効率的な施設整備を促進します。また、居宅サービスと施設サービスとの連携を強化しながら、介護基盤整備を着実に促進します。

また、ユニット型特別養護老人ホームにおいて地域交流のための場所であり入所者のパブリックスペースとしての役割を果たす地域交流スペースの整備を設置者に働きかけていきます。

なお、地域密着型サービス提供施設については、市町村が整備計画に基づいて計画的な整備をする際に技術的な助言を行っていきます。

4 障がい者施設の整備促進

障がい特性やニーズに応じて、介護や訓練、居住支援等の各種サービスを提供し、障がい者の地域生活を支援する施設整備を促進するとともに、市町村、相談支援事業者、在宅福祉サービス事業者、保健・医療機関、学校等地域の関係機関とのネットワークづくりを進めます。

また、地域交流スペース等を備えた施設整備を奨励し、施設行事やボランティアへの地域住民の積極的な参加を促進します。

5 施設機能の確保

地域住民やボランティア等との交流やヒューマンパワーの養成など多様な機能の確保を図ります。

6 その他の施設整備の促進

保健・医療・福祉等の関連する施設の一体的な整備を促進します。

また、市町村が保育所と地域密着型の老人福祉施設との合築を行う際に技術的な助言を行い、住民福祉全般に寄与する施設の整備を促進します。

2 高齢者施設の整備促進

現状と課題

1 施設整備の現状

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等、高齢者施設の整備については、国交付金制度に基づき施設整備費を補助しているほか、県単独事業として社会福祉法人が施設整備を行う際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金に対する利子補給を行うことなどで、計画的な施設整備を促進してきました。さらに、特別養護老人ホームとケアハウスの併設など、多機能型施設の整備を進めることで第三次県高齢者保健福祉計画の目標をほぼ達成しています。

今後は、後期高齢者の増加に伴う要介護高齢者の増加や老朽化した施設の増加、一部の施設について運営費補助制度が変更されたことなどを踏まえながら、市町村計画と連携して策定した第四次県高齢者保健福祉計画・第三次県介護保険事業支援計画に基づいて、地域間のバランスを考慮した施設の整備を進めていく必要があります。

2 交付金制度への移行

平成17年度から国の補助金制度が地域介護・福祉空間整備等交付金制度に改正されました。この交付金制度は県や市町村が地域の実情に合わせて自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備するための制度であり、県や市町村はそれぞれに基盤整備を行うための施設生活環境改善計画や市町村整備計画を策定し、その計画に対して交付金が交付されました。

なお、平成18年度からは、地域介護・福祉空間整備等交付金のうち都道府県交付金については廃止され、税源移譲及び交付税措置されることとなります。

施策の方向

1 県において整備を促進する老人福祉施設

- (1) 特別養護老人ホームについては、今後、要介護高齢者数の増加に伴い、引き続き需要が高まることが予想されるため、保健福祉圏域内における整備状況、地域間のバランスを考慮しながら、要介護認定者数に対する入所施設利用者割合の程度や利用者の重度者への重点化に配慮しつつ、より緊急度の高い地域から重点的に整備を促進します。

また、入所者の生活の質の向上を図るためにユニット型特別養護老人ホームの整備を促進するとともに、既存の特別養護老人ホームの個室ユニットケア化への改修を積極的に促進していきます。

さらに、施設整備を促進するため、「社会福祉施設整備事業」、「社会福祉施設整備資金利子補給事業」により、施設整備に当たっての費用負担の軽減を図ります。

- (2) ショートステイ専用床については、特別養護老人ホームの設置の際、広域的調整を図りながら必要に応じて整備を促進します。

また、施設整備を促進するため、特別養護老人ホームと同様に施設整備に当たっての費用負担の軽減を図ります。

- (3) 介護老人保健施設については、要介護高齢者等の増加に伴い、引き続き需要が高まると見込まれるため、保健福祉圏域内における整備状況や地域間のバランスを考慮しながら整備を促進するとともに、整備に当たっては個室ユニットケア型施設の整備を推進します。

また、地域における居宅サービス提供の拠点として、短期入所療養介護及び通所リハビリテーションの整備を促進します。

さらに、施設整備を促進するため、引き続き、「介護老人保健施設整備資金利子補給事業」や「介護老人保健施設整備事業」により、施設整備に当たっての費用負担の軽減を図ります。

- (4) 養護老人ホームについては、設置数を原則として現状維持としますが、建物の老朽化が進んでいる施設が多くなってきていることから、改築等による居住環境の改善を支援していきます。

- (5) ケアハウスの整備に当たっては、「社会福祉施設整備事業」により整備する施設は特定生活介護付きとすることを原則として整備を促進します。

なお、軽費老人ホーム事務費補助金については、入所者の経済的負担を軽減するために引き続き施設設置者に対して補助していきます。

2 市町村において整備を促進する老人福祉施設

市町村が市町村交付金を活用して整備を促進することとなる施設についても、県は市町村が日常生活圏域単位で介護サービスの面的な配置構想を基に定めた市町村整備計画に基づいて計画的な整備をする際に技術的な助言を行っていきます。

3 その他の老人福祉施設等

有料老人ホームについては、全国的に設置数が増加しており、本県においても増加することが予想されます。有料老人ホームは高齢者が老後の長い時間を健康、安全、快適に過ごすため、多額の自己資金を投じて利用する施設であることから、サービス水準や経営の安定性の確保のために、施設の設置及び運営の指導を適切に行っていきます。

4 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については、国において介護と医療の機能分担の観点から、将来的には在宅復帰のための施設や居住系施設への転換を図るべきとの方向性が検討されているため、医療機関に対して適宜情報提供を行い、今後これらの施設整備について適切に助言を行っていきます。

●県及び市町村の施設整備分担

県が整備を促進する施設	
	30人以上の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ専用床 30人以上の老人保健施設 30人以上の特定施設入所者生活介護付きケアハウス 養護老人ホーム及び併設されるショートステイ専用床
市町村が整備を促進する施設	
	認知症対応型デイサービスセンター 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護 介護予防拠点施設 地域包括支援センター 小規模(29人以下)の特別養護老人ホーム 小規模(29人以下)の老人保健施設 小規模(29人以下)の特定施設入所者生活介護付きケアハウス 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) (山村、過疎地域に限る。)

●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成20年度)	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)定員数	4,690人	6,925人	8,659人 (注①)	必要なサービスを提供できるように第四次県高齢者保健福祉計画・第三次県介護保険事業支援計画に基づき施設の整備を促進します。
介護老人保健施設(老人保健施設)定員数	4,134人	6,035人	7,185人 (注①)	
介護療養型医療施設定員数	—	1,033人	1,148人 (注①)	
養護老人ホーム定員数	1,210人	1,210人	1,210人 (注①)	
ケアハウス定員数	700人	974人	1,104人 (注①)	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	195人 (注①)	
ショートステイ専用床	1,035人	1,518人	1,978人 (注①)	
認知症高齢者グループホーム	5ユニット (1ユニットの定員は5~9人)	106ユニット	252ユニット (注①)	

(注)①第四次県高齢者保健福祉計画・第三次県介護保険事業支援計画による整備目標数

②目標年次(平成20年度)の数値は整備ベース(県等の補助を受けて整備した施設は、県等の予算に最初に計上した年度。県等の補助を受けずに整備した施設については、着工した年度)である。計画策定時(平成11年度)と現状(平成16年度)の数値は年度末での開設ベースの数値である。

3 障がい者施設の整備促進

現状と課題

1 障がい者施設の整備促進

施設入所中心、入院医療中心の考え方から、家庭や身近な地域での生活への移行、いわゆる障がい者の地域生活移行を促進していくためには、その受け皿となる支援施設の計画的な整備を図っていく必要があります。

また、障がい者が自ら希望する地域での生活が送れるよう、待機者の解消あるいは圏域ごとの施設の空白地域の解消など、利用者本位や地域間バランスの視点から、障がい者施設の整備を促進していく必要があります。

そのために、平成16年9月に策定した「第2次福島県障がい者計画」では、障がい保健福祉圏域毎に整備計画を定め、その推進を図ることとしています。

また、平成18年度からスタートする「福島県地域生活移行促進プログラム」の着実な推進を図るためにも、施設に入所している障がい者の意向を踏まえた施設整備を積極的に進めていく必要があります。

施策の方向

1 地域生活を支援する施設の整備促進

障がい者が入所施設から地域生活へ円滑に移行でき、また地域で自立した生活を営むことができるよう、「第2次福島県障がい者計画」及び「福島県地域生活移行促進プログラム」に基づき、介護給付や訓練等給付など日中活動の場を提供する施設の整備を促進します。

また、地域での自立した生活を希望する障がい者が、障がいの程度や特性に応じた居住支援サービスを受けられるよう、その提供基盤の充実を図るとともに、グループホームやケアホームの設置も促進します。

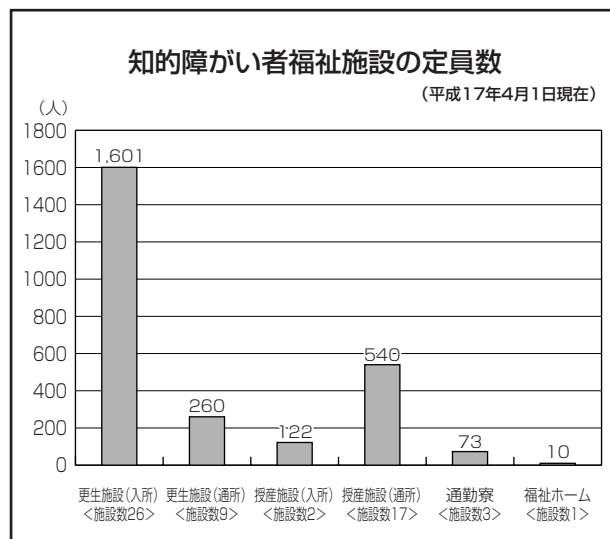
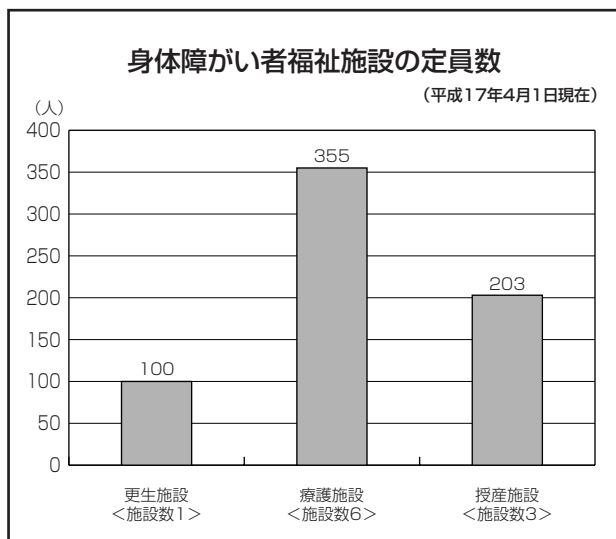
2 圏域間でバランスのとれた施設整備の促進

身近な地域で障がい種別や程度に応じた適切な施設入所支援や居住支援を受けられるよう、障がい保健福祉圏域ごとに、施設の空白地域の解消も図りながら、各種施設の整備を促進していきます。

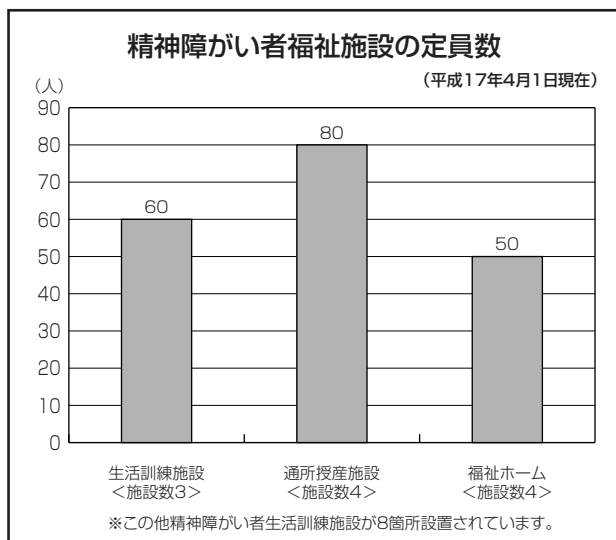
特に、障害者自立支援法による新しい事業体系に基づき介護給付や訓練等給付などを行う日中活動の場については、通所可能な範囲を考慮しながら、障がい保健福祉圏域ごとにその整備充実を図ります。

3 既存の社会資源の活用

既存の公共施設や店舗など、既存施設を有効に利活用し、その改修による効率的な施設整備を促進するとともに、障がい者施設が有する人材や設備資源を活用しながら、障害者自立支援法による新しい事業体系への円滑な移行やショートステイ専用床の増設等を図り、障がいの地域生活を支援する基盤の充実に努めます。



(資料：障がい者支援グループ調べ)



●具体的目標（数値目標）

項目	計画策定時	現状	目標年次	説明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
身体障害者療護施設定員数(注1)	300人	355人	425人	障がい保健福祉圏域においてバランスのとれた配置を促進します。
知的障害者更生施設(通所)定員数(注1)	150人	283人	578人	
精神障害者生活訓練施設定員数(注1)	40人	60人	220人	

注1 障害者自立支援法により施設・事業体系が再編され、平成23年度末までに新体系へ移行することになります。



4 児童福祉施設の整備促進

現状と課題

1 保育所の整備促進

保育所は、子育てと仕事の両立支援のために極めて重要な役割を担っており、その整備については、これまでも保育需要の動向を見極めながら積極的に進めてきました。今後も市町村等が地域のニーズに合わせた整備や老朽化した保育施設の改築を計画的に行えるよう支援していく必要があります。

2 児童館等児童厚生施設の整備促進

地域において積極的に児童の健全育成や福祉の向上を図るための施設として、児童館等の児童厚生施設の役割が重要になっています。地域の実情にあわせて児童館等の整備を図っていくほか、老朽化が進んでいる児童館等が計画的に改修を行えるよう支援していく必要があります。

3 障がい特性に対応できる施設整備

平成17年4月の発達障害者支援法の施行により、自閉症や学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(AD/HD)などの発達障がいの児童に対する支援の強化が求められており、総合的な支援機能の充実や施設の整備を進める必要があります。

施策の方向

1 保育所の整備促進

市町村等が地域のニーズに合わせた施設整備や老朽化した保育施設の改築を計画的に行えるよう支援します。

2 児童館等児童厚生施設の整備促進

市町村等が地域のニーズに合わせた施設整備や老朽化した児童厚生施設の改築を計画的に行えるよう支援します。また、児童館等において児童健全育成のための事業が活発に行えるよう、運営費の助成をするほか、児童厚生員(児童の遊びを指導する職員)等の研修の充実に努めます。

3 障がい児のライフステージや特性に適切した施設整備

自閉症や学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(AD/HD)などの発達障がいを持つ児童に対し、早期発見・早期療育を図るとともに、特別支援教育との連携による学齢期の支援や、障がい者就業・生活支援センター等との連携による就労支援など、ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、発達障がい者支援センターの整備を推進します。

●具体的目標(数値目標)

項目	計画策定時	現 状	目標年次	説 明
	(平成11年度)	(平成16年度)	(平成22年度)	
保育所整備等による保育所入所定員数	23,255人	24,627人	27,700人	保育所整備等により保育所入所定員数を増やします。

5 県立社会福祉施設の運営

現状と課題

1 社会福祉を取り巻く環境の変化

社会福祉基礎構造改革の実施、介護保険制度や支援費制度の導入、県立社会福祉施設の管理運営に係る規制緩和、民間の福祉サービス分野への進出の増大など、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、今後ますます多様化、高度化する福祉需要や行政と民間との役割分担等を踏まえ、利用者本位の視点で社会福祉サービスの水準向上につながるよう、県立社会福祉施設を運営していく必要があります。

2 総合社会福祉施設「太陽の国」

「太陽の国」は、昭和47年度から昭和58年度にかけて建設された7つの入所施設からなる総合的な施設であり(平成18年4月1日現在)、県内全域を対象とした大規模入所施設として、本県における入所施設の中心的役割を担ってきました。

しかし、社会福祉を取り巻く環境の変化により、その役割を変化させていく必要が生じ、県では平成16年度に総合社会福祉施設「太陽の国のあり方」について見直しを行いました。

施策の方向

1 県立社会福祉施設の運営方針

施設利用者のプライバシーに配慮し、生活の質の向上や処遇の改善を進めるなど、利用者の立場に立った施設サービスの充実に努めます。

また、地域行事への参加やボランティアの受入れなどを通して、地域住民との相互理解を深め、地域に開かれた、地域との共生を目指した施設運営に努めます。

2 県立社会福祉施設のあり方見直し

県民から負託された貴重な資源を重点的かつ効率的に活用し、社会福祉サービスの水準向上を図っていくため、平成15年度に行政と民間との役割分担と協力・連携を踏まえ、県立社会福祉施設の担うべき役割を明確化した上でこれからの方向性を見直しました。今後は施設の民間への移譲、民間による管理運営を含め、その方向性の実現に向けて取組みを進めます。

3 総合社会福祉施設「太陽の国」のこれからの方向性

人権尊重の視点に立ち、入所施設中心の考え方から地域生活中心の考え方へとシフトさせていきます。また、県内全域を対象とした施設から、地域施設への転換を図ります。

太陽の国は、中・長期的に規模を縮小するとともに、老朽化等により施設の改築を行う場合にあっては、他地域への移転も含め検討し、各施設が独立して運営できるような整備を行います。

●県立社会福祉施設

(平成18年4月1日現在)

施設名	施設種別
太陽の国さつき荘	特別養護老人ホーム
太陽の国ひばり寮	肢体不自由者更生施設
太陽の国きびたき寮	身体障害者療護施設
太陽の国けやき荘	知的障害者更生施設
太陽の国かしわ荘	知的障害者更生施設
太陽の国かえで荘	知的障害者更生施設
矢吹しらうめ荘	知的障害者更生施設
ばんだい荘あおば	知的障害者更生施設
矢吹しらうめ通勤寮	知的障害者通勤寮
喜多方しののめ荘	救護施設
浪江ひまわり荘	救護施設
太陽の国からまつ荘	救護施設
希望ヶ丘ホーム	養護老人ホーム
女性のための相談支援センター	婦人保護施設
若松乳児院	乳児院
大笹生学園	知的障害児施設
ばんだい荘わかば	知的障害児施設
郡山光風学園	ろうあ児施設
総合療育センター	肢体不自由児施設
福島学園	児童自立支援施設

